

第103回 定時株主総会

—— 招集ご通知 ——

開催日時: 2024年6月27日(木曜日)午前10時

開催場所: 東京都新宿区西新宿2丁目7番2号

ハイアットリージェンシー 東京
地下1階「センチュリールーム」

株主総会にご出席の株主さまへのお土産の配布はございません。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【決議事項】

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する株式報酬等の額および内容決定の件 |

小田急電鉄株式会社

証券コード 9007



証券コード 9007
2024年 6月 5日

株 主 各 位

東京都渋谷区代々木 2 丁目 28 番 12 号

小田急電鉄株式会社

取締役社長 鈴木 滋

第103回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第103回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

- ・当社ウェブサイト

<https://www.odakyu.jp/ir/stockholder/conference.html>



- ・株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/9007/teiji/>



- ・東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※ 銘柄名（会社名）「小田急電鉄」またはコード「9007」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類 / PR情報」を順に選択のうえ、「株主総会招集通知 / 株主総会資料」からご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合には、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいますと、3頁の「議決権行使方法についてのご案内」に従って、**2024年6月26日（水曜日）の当社営業時間の終了時（午後5時45分）**までに議決権を行使していただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時** 2024年6月27日（木曜日）午前10時（午前9時開場）
- 2 場 所** 東京都新宿区西新宿2丁目7番2号
ハイアット リージェンシー 東京 地下1階「センチュリールーム」
- 3 目的事項**
- 報告事項**
- 第103期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第103期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の配当の件**
 - 第2号議案 定款一部変更の件**
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件**
 - 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件**
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件**
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件**
 - 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する株式報酬等の額および内容決定の件**

以 上

- 電子提供措置事項のうち、事業報告の「主要な事業内容および営業所等」、「従業員の状況」、「主要な借入先」、「会計監査人の状況」、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築の基本方針）」および「会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」ならびに監査報告書につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をされた株主さまへ交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合、掲載している各ウェブサイトにて、修正内容を開示いたします。
 - 電子提供制度の施行に伴い、株主総会資料*は、原則としてウェブサイトに掲載して提供することとなっておりますが、本総会においては、株主総会参考書類ならびに事業報告の「事業の経過およびその成果」および「対処すべき課題」につきまして、議決権を有する全ての株主さまへ一律にお送りしております。
- * 株主総会資料とは、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類および監査報告書を指します。

電子提供制度に関する
お問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行部

 0120-533-600 (受付時間 9:00~17:00、土・日・休日を除く)

議決権行使方法についてのご案内

株主総会にご出席の場合

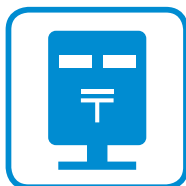


議決権行使書用紙をご持参いただき、お手数ながら会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会
開催日時

2024年6月27日（木曜日）午前10時

株主総会にご出席されない場合



書面による議決権行使

議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただきご返送ください。なお、議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）午後5時45分到着分まで

インターネット等による議決権行使

当社が指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にて各議案に対する賛否をご入力ください。

なお、スマートフォンをご利用の場合は議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要で議決権を行使できます。

※ QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）午後5時45分受付分まで

詳細は次頁をご参照ください。

ご注意事項

- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。
- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。



インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえご利用いただきますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使について

1 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社が指定する議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> をご利用いただくことによるのみ可能です。

2 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の場合

上記アドレスにアクセスいただき、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の場合

議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただく必要があります。

3 ご注意事項について

- (1) 議決権行使ウェブサイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。また、ログイン後株主さまご本人に新しいパスワードをお決めいただくこととなります。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。
- (5) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用いただけない場合があります。

パソコン等の
操作方法に関する
お問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について

機関投資家のみなさまは、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合に限り、本総会における議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主還元政策について、2024年5月14日開催の取締役会において、以下のとおりとすることを決議いたしました。

当社は、地域価値創造型企業として小田急沿線の地域とともに持続的に発展していくため、獲得した利益を積極的に再投資することで事業成長を実現し、財務健全性の維持と資本効率の向上に留意しながら、株主還元の充実に努めてまいります。株主還元については、自己資本比率30%の確保を前提に、2023～2026年度の平均で、連結総還元性向40%以上を目標とした安定的な配当および機動的な自己株式取得を実施していくことを基本方針としております。

第103期の期末配当については、上記基本方針に基づき以下のとおりとさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金19円 総額6,839,721,289円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月28日

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合には、当期の中間配当金（1株につき11円）を加えた1株当たりの年間配当金は、前期に比べ9円増配の30円となります。

第2号議案から第7号議案までに共通する参考事項

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実・強化を図るため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。本総会に付議いたします第2号議案から第7号議案までの各議案は、いずれも当該移行に関連するものでありますので、これらをご提案するにあたり、監査等委員会設置会社の特徴、監査等委員会設置会社への移行の理由および当該移行後の体制につきまして、以下のとおりご説明申し上げます。

1 監査等委員会設置会社の特徴

- (1) 監査等委員会設置会社には、監査役および監査役会は置かれず、代わりに、3人以上の監査等委員である取締役から構成され、かつ社外取締役が過半数を占める監査等委員会が置かれます。
- (2) 監査等委員である取締役は、株主総会において監査等委員でない取締役とは区別して選任され、取締役会において議決権を有し、監査等委員でない取締役の選解任議案の決定や代表取締役の選定・解職、その他業務執行の意思決定に関与いたします。また、監査等委員会は、取締役の職務の執行を監査することに加え、監査等委員でない取締役の選解任や報酬について、株主総会で意見を述べることができる権限を有します。これらの点で、監査等委員・監査等委員会は、監査役・監査役会に比べ、監督機能がより強化されております。
- (3) 監査等委員会設置会社では、取締役の過半数が社外取締役である場合、または定款の定めがある場合、取締役会の決議により、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができます。これにより、業務執行の迅速な意思決定が可能となる一方、業務執行に対する監督に重点を置いた取締役会の運営が可能となります。

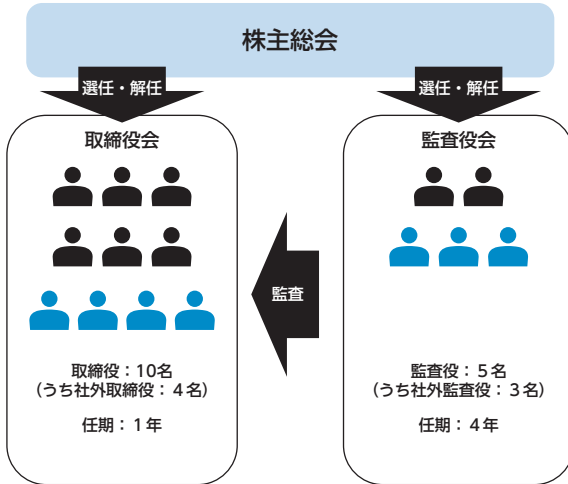
2 監査等委員会設置会社への移行の理由

当社におけるコーポレート・ガバナンスの充実・強化については、株主のみならずをはじめ、お客さま、取引先、債権者、地域社会等のさまざまな利害関係者の利益の最大化、および当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、重要な戦略の実行にあたり、透明性、公正性および迅速性を確保したうえで、前例や慣習にとらわれない果敢な意思決定を行うための機能と、業務執行に対する監督機能の強化という点を重要課題として認識し、各種施策に取り組んでまいりました。

今般、監査等委員会設置会社に移行し、監査を担う役員（社外役員を含みます。）を取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能の強化を図るとともに、業務執行の決定権限の一部を取締役会から取締役へ委任することで、迅速・果敢な意思決定を可能とするなど、コーポレート・ガバナンスの一層の充実・強化を目指してまいります。

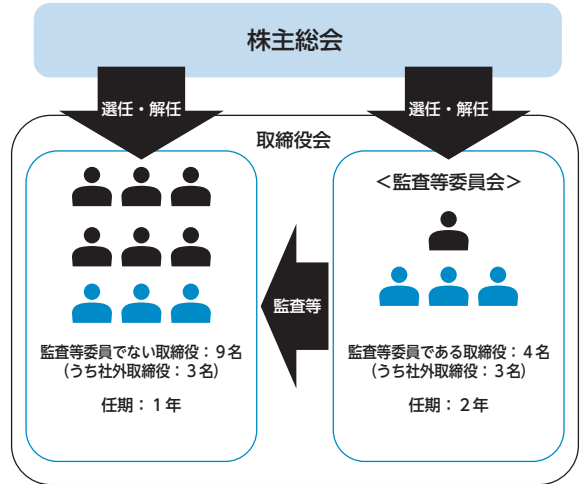
3 監査等委員会設置会社への移行後の体制

現行の体制（監査役会設置会社）



 は社外役員を表しております。

移行後の体制（監査等委員会設置会社）



第2号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実・強化を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。また、本議案に係る定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機 関)</p> <p>第4条 本会社は、株主総会及び取締役の外、次の機関を置く。</p> <p>1 取締役会</p> <p>2 監査役</p> <p><u>3 監査役会</u></p> <p>4 会計監査人</p> <p>第5条 } : } (条 文 省 略) 第19条 }</p> <p>(定 員)</p> <p>第20条 本会社の取締役は<u>17</u>名以内とする。 (新 設)</p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 本会社は、株主総会及び取締役の外、次の機関を置く。</p> <p>1 取締役会</p> <p>2 <u>監査等委員会</u> (削 除)</p> <p><u>3</u> 会計監査人</p> <p>第5条 } : } (現 行 ど お り) 第19条 }</p> <p>(定 員)</p> <p>第20条 本会社の取締役は<u>20</u>名以内とする。 本会社の取締役のうち監査等委員である取締役は<u>5</u>名以内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>補欠又は増員として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第22条 取締役は、株主総会で選任する。</p> <p>取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>第23条 (条 文 省 略)</p> <p>(取締役会招集の通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日より3日前に各取締役及び各監査役に対して発する。</p> <p><u>但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>第25条 (条 文 省 略)</p>	<p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p><u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p><u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第22条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会で選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会招集の通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日より3日前に各取締役に対して発する。<u>但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役等)</p> <p>第26条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p>取締役会は、その決議により取締役社長1名を定めることができる。</p> <p>前項の外必要に応じ、取締役会は、その決議により取締役会長1名を定めることができる。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u> (定 員)</p> <p>第30条 <u>本会社の監査役は5名以内とする。</u></p>	<p>(代表取締役等)</p> <p>第26条 取締役会は、その決議により<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>取締役会は、その決議により<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を定めることができる。</p> <p>前項の外必要に応じ、取締役会は、その決議により<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長1名を定めることができる。</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によりこれを定める。</u></p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第30条 <u>本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p> <p>(選 任)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会で選任する。</p> <p>監査役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>(監査役会)</p> <p>第33条 監査役会に関する事項は、監査役会で定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役会招集の通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、会日より3日前に各監査役に対して発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第35条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査等委員会)</p> <p>第31条 監査等委員会に関する事項は、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。</p> <p>(監査等委員会招集の通知)</p> <p>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日より3日前に各監査等委員に対して発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第33条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第37条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第38条 } 第39条 } (条 文 省 略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。</p> <p>第41条 } : } (条 文 省 略) 第44条 }</p>	<p>(削 除)</p> <p>第34条 } 第35条 } (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得てこれを定める。</p> <p>第37条 } : } (現行どおり) 第40条 }</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同様であります。）9名を選任いたしたいと存じます。

なお、本議案については、過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会の承認を得ております。

また、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

【ご参考】候補者一覧

候補者番号	氏名	当社における地位	取締役会出席回数
1	再任 男性 星野晃司	取締役会長 (代表取締役)	13回/13回
2	再任 男性 鈴木滋	取締役社長 (代表取締役) 社長執行役員	13回/13回
3	再任 男性 立山昭憲	取締役 専務執行役員	13回/13回
4	再任 社外 独立役員 男性 大原透	社外取締役	13回/13回
5	再任 社外 独立役員 男性 糸長丈秀	社外取締役	13回/13回
6	再任 社外 独立役員 男性 近藤史朗	社外取締役	13回/13回
7	新任 男性 沓澤孝一	常務執行役員	—
8	新任 男性 水吉英雄	常務執行役員	—
9	新任 女性 露木かおり	常務執行役員	—



- 生年月日
1955年4月26日
- 所有する当社株式の数
30,280株

候補者
番号

1

ほし の こう じ
星野 晃司

再任 男性

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1978年4月	当社入社	2013年6月	当社交通サービス事業本部長
2003年6月	当社執行役員	2015年6月	当社専務取締役
2008年6月	当社取締役	2017年4月	当社取締役社長（代表取締役）
2010年6月	小田急バス株式会社取締役社長 （代表取締役）	2022年6月	当社社長執行役員
2013年6月	当社常務取締役	2024年4月	当社取締役会長（代表取締役） に就任現在に至る。
2013年6月	当社執行役員		

[重要な兼職の状況]

神奈川中央交通株式会社社外取締役

■ 取締役候補者とした理由

入社以来、主に鉄道部門や経営企画部門に従事し、交通サービス事業本部長を務めるなど、豊富な業務経験を有しており、取締役社長在任中は、事業構造改革をはじめとした企業価値向上に資する施策の推進に向けて、強いリーダーシップを発揮してまいりました。今後も、業務執行の監督を主導する立場から、サステナビリティ経営を土台とした企業価値向上に貢献することを期待しているため、引き続き取締役候補者としていたしました。



- 生年月日
1965年9月30日
- 所有する当社株式の数
19,515株

候補者
番号

2

すず き しげる
鈴木 滋

再任 男性

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1988年4月	当社入社	2022年6月	当社取締役
2017年6月	当社執行役員	2022年6月	当社常務執行役員
2020年4月	株式会社小田急リゾート取締役 社長（代表取締役）	2024年4月	当社取締役社長（代表取締役） に就任現在に至る。
2021年6月	当社取締役	2024年4月	当社社長執行役員に就任現在に至る。
2022年4月	当社常務取締役		
2022年4月	当社執行役員		

[当社における担当]

監査・内部統制室、デジタル事業創造部担当

■ 取締役候補者とした理由

入社以来、主に経営企画部門や人事部門に従事し、株式会社小田急リゾート取締役社長を務めるなど、豊富な業務経験を有しており、総務担当役員在任中は、コーポレート・ガバナンスの強化に向けて、強いリーダーシップを発揮してまいりました。今後も、業務執行全般を統括する立場から、地域価値創造型企業への進化に貢献することを期待しているため、引き続き取締役候補者としていたしました。



■ 生年月日
1963年5月3日

■ 所有する当社株式の数
21,840株

候補者
番号

3

たて やま あき のり
立山 昭憲

再任 男性

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社	2022年4月	当社交通サービス事業本部長に就任現在に至る。
2014年6月	当社執行役員		
2018年6月	当社取締役	2022年6月	当社取締役役に就任現在に至る。
2019年4月	株式会社小田急レストランシステム取締役社長（代表取締役）	2022年6月	当社常務執行役員
		2024年4月	当社専務執行役員に就任現在に至る。
2022年4月	当社常務取締役	[当社における担当]	
2022年4月	当社執行役員	交通サービス事業本部長、観光事業開発部担当	

■ 取締役候補者とした理由

入社以来、主に鉄道部門や人事部門に従事し、現在は交通サービス事業本部長として、交通領域における持続可能な運営体制の強化に貢献していることに加え、鉄道技術に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。



■ 生年月日
1954年3月7日

■ 所有する当社株式の数
2,500株

候補者
番号

4

おお はら とおる
大原 透

再任 社外 独立役員 男性

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1978年4月	東京海上火災保険株式会社（現東京海上日動火災保険株式会社）入社（2000年8月退社）	2000年9月	フランクリン・テンプレートン・インベストメンツ株式会社（現フランクリン・テンプレートン・ジャパン株式会社）入社
1992年6月	東京海上エム・シー投資顧問株式会社（現東京海上アセットマネジメント株式会社）取締役	2000年10月	同社専務取締役
1999年6月	東京海上アセットマネジメント投信株式会社（同）執行役員（2000年8月退任）	2009年12月	同社特別顧問（2010年3月退任）
		2010年4月	岡三アセットマネジメント株式会社（現SBI岡三アセットマネジメント株式会社）入社
		2015年6月	同社専務取締役
		2018年6月	同社理事（2019年3月退任）
		2020年6月	当社取締役役に就任現在に至る。

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

企業経営に携わってきた経験と、金融機関における業務従事に基づく高い見識を有しており、それらを活かし、独立、客観的な立場から、取締役会や指名・報酬諮問委員会での審議等を通じて、経営監督機能を高める役割を果たすことを期待しているため、引き続き社外取締役候補者となりました。

候補者
番号

5

いと なが たけ ひで
糸長 丈秀

再任

社外

独立役員

男性

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1977年4月	第一生命保険相互会社 (現第一生命保険株式会社) 入社	2019年6月	同社取締役会長 (代表取締役) (2021年6月退任)
2014年4月	同社専務執行役員 (2016年3月退任)	2020年6月	当社取締役に就任現在に至る。
2016年6月	相互住宅株式会社取締役社長 (代表取締役)		

■ 生年月日

1954年11月29日

■ 所有する当社株式の数

6,200株

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

企業経営に携わってきた経験と、金融機関における業務従事に基づく高い見識および不動産業に関する知見を有しており、それらを活かし、独立、客観的な立場から、取締役会や指名・報酬諮問委員会での審議等を通じて、経営監督機能を高める役割を果たすことを期待しているため、引き続き社外取締役候補者いたしました。

候補者
番号

6

こん どう し ろう
近藤 史郎

再任

社外

独立役員

男性

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1973年4月	株式会社リコー入社	2016年4月	同社代表取締役会長
2003年6月	同社常務取締役	2017年4月	同社取締役会長 (2018年6月退任)
2005年6月	同社取締役専務執行役員		
2007年4月	同社代表取締役社長執行役員	2022年6月	当社取締役に就任現在に至る。
2013年4月	同社代表取締役会長執行役員		

■ 生年月日

1949年10月7日

■ 所有する当社株式の数

3,300株

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

企業経営に携わってきた経験と、技術分野に関する高い見識を有しており、それらを活かし、独立、客観的な立場から、取締役会や指名・報酬諮問委員会での審議等を通じて、経営監督機能を高める役割を果たすことを期待しているため、引き続き社外取締役候補者いたしました。

候補者
番号

7

くつ ざわ こう いち
沓澤 孝一

新任

男性

■ 生年月日

1968年9月24日

■ 所有する当社株式の数

7,600株

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1992年4月	当社入社	2024年4月	当社常務執行役員に就任現在に至る。
2016年6月	当社事業企画部長	2024年4月	当社まちづくり事業本部長に就任現在に至る。
2020年4月	当社執行役員		
2020年4月	当社新宿プロジェクト推進部長		
2021年4月	当社不動産戦略部長兼新宿プロジェクト推進部長		

[当社における担当]
まちづくり事業本部長

■ 取締役候補者とした理由

入社以来、主に人事部門や経営企画部門に従事し、不動産戦略部長兼新宿プロジェクト推進部長在任中は、新宿駅西口地区開発計画の推進に貢献したことに加え、ホテル業に関する知見を有していることから、取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

8

みず よし ひで お
水吉 英雄

新任

男性

■ 生年月日

1968年8月9日

■ 所有する当社株式の数

3,000株

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1992年4月	当社入社	2024年4月	当社常務執行役員に就任現在に至る。
2017年6月	当社リテール戦略部長	2024年4月	当社経営企画本部長に就任現在に至る。
2020年4月	当社執行役員		
2020年4月	当社グループ経営部長		
2022年4月	当社旅客営業部長		

[当社における担当]
経営企画本部長、IR室、財務部担当

■ 取締役候補者とした理由

入社以来、主に経営企画部門や不動産部門に従事し、旅客営業部長在任中は、駅業務における構造改革の推進に貢献したことに加え、観光業に関する知見を有していることから、取締役候補者としていたしました。



候補者
番号

9

つゆ き か おり
露木 香織

新任

女性

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1992年4月	当社入社	2022年4月	当社人事部長
2017年6月	当社まちづくり推進部長	2024年4月	当社常務執行役員に就任現在に至る。
2020年4月	当社アセット事業部長		
2021年4月	当社執行役員		

[当社における担当]

顧客価値創造部、総務部、広報部、人事部担当

■ 取締役候補者とした理由

入社以来、主に不動産部門や人事部門に従事し、人事部長在任中は、ダイバーシティ&インクルージョンの推進に貢献したことに加え、商業施設運営に関する知見を有していることから、取締役候補者いたしました。

■ 生年月日

1969年3月17日

■ 所有する当社株式の数

4,000株

- 1 大原透、糸長丈秀、近藤史朗の各氏は、社外取締役候補者であります。
 - (1) 大原透、糸長丈秀、近藤史朗の各氏は現任の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって、大原透、糸長丈秀の両氏が4年間、近藤史朗氏が2年間であります。
 - (2) 当社は、大原透、糸長丈秀、近藤史朗の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - (3) 当社の「社外取締役の独立性判断基準」は23頁記載のとおりであり、大原透、糸長丈秀、近藤史朗の各氏は、当該基準を満たしております。なお、糸長丈秀氏は、2016年3月まで第一生命保険株式会社の業務執行者でありました。同社は当社の借入先であります。その借入額は当社連結総資産額に対して1%未満であり、「社外取締役の独立性判断基準」で定める「主要な借入先」(代替性のない程度に依存している金融機関)には該当いたしません。また、当社と同社の間には利息支払等の取引がありますが、当社連結営業収益および同社経常収益のいずれに対しても1%未満であり、僅少であります。
- 2 当社は、大原透、糸長丈秀、近藤史朗の各氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。大原透、糸長丈秀、近藤史朗の各氏の再任が承認可決された場合、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
- 3 当社は、役員全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者の各氏の再任または選任が承認可決された場合、候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、役員等賠償責任保険契約については、次回更新時、契約内容を一部見直したうえで更新することを予定しております。
- 4 スキル・マトリックスに関する事項は、24頁記載のとおりであります。
- 5 政策保有株式に関する事項は、25頁記載のとおりであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名を選任いたしたいと存じます。

なお、本議案については、監査役会の同意、および過半数が独立社外取締役に構成される指名・報酬諮問委員会の承認を得ております。

また、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

【ご参考】候補者一覧

候補者番号	氏名	当社における地位	取締役会出席回数	監査役会出席回数
1	新任 男性 は 端 山 貴 史 は やま たか し	取締役	13回／13回	—
2	新任 社外 独立役員 男性 はやし 林 武 史 は や し た け し	社外監査役	13回／13回	10回／10回
3	新任 社外 独立役員 女性 わが 妻 由 佳 子 わ が つ ま ゆ か こ	社外監査役	13回／13回	10回／10回
4	新任 社外 独立役員 女性 たき 滝 順 子 た き じ ゅ ん こ	—	—	—

候補者
番号

1

は やま たか し
端山 貴史

新任

男性

■ 生年月日

1961年12月23日

■ 所有する当社株式の数

20,300株

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1985年4月	当社入社	2020年4月	当社常務取締役
2013年6月	当社執行役員	2020年4月	当社執行役員
2015年6月	株式会社小田急ハウジング 取締役社長（代表取締役）	2022年6月	当社取締役に就任現在に至る。
2017年6月	当社取締役	2022年6月	当社常務執行役員
2017年6月	株式会社小田急リゾート取締役 社長（代表取締役）	2023年4月	当社専務執行役員

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

入社以来、主に財務部門や経営企画部門に従事し、財務担当役員を経験するなど、幅広い知識や財務および会計ならびに不動産業に関する知見を有していることから、監査等委員である取締役候補者いたしました。

候補者
番号

2

は や し たけ し
林 武史

新任

社外

独立役員

男性

■ 生年月日

1958年11月10日

■ 所有する当社株式の数

2,000株

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1982年4月	日本生命保険相互会社入社
2012年7月	同社取締役常務執行役員
2013年7月	同社常務執行役員
2015年3月	同社専務執行役員（2018年3月退任）
2018年4月	ニッセイ・リース株式会社取締役 社長（代表取締役）（2022年 6月退任）
2020年6月	当社監査役に就任現在に至る。

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

企業経営に携わってきた経験と、金融機関における業務従事に基づく高い見識を有しており、それらを活かし、独立、客観的な立場から、監査機能および経営監督機能を高める役割を果たすことを期待しているため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。



- 生年月日
1962年6月17日
- 所有する当社株式の数
0株

候補者
番号

3

わが つま ゆ か こ
我妻 由佳子

新任

社外

独立役員

女性

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1988年4月	弁護士登録（第一東京弁護士会所属）	2014年7月	隼あすか法律事務所パートナー（2015年9月退任）
1988年4月	長島・大野法律事務所（現長島・大野・常松法律事務所）入所（1997年2月退所）	2015年10月	PwC弁護士法人パートナー
1993年2月	米国ニューヨーク州弁護士登録	2016年1月	同法人代表パートナー
1997年3月	フィリップ・モリス株式会社（現フィリップ モリス ジャパン合同会社）入社（1998年10月退社）	2020年7月	同法人パートナー（2022年6月退任）
1998年11月	三井安田法律事務所入所	2022年6月	当社監査役に就任現在に至る。
2002年1月	同事務所パートナー（2004年6月退任）	2022年7月	一色法律事務所・外国法共同事業パートナーに就任現在に至る。
2004年7月	伊藤見富法律事務所（現モリソン・フォースター法律事務所）パートナー（2014年6月退任）		

[重要な兼職の状況]

弁護士
一色法律事務所・外国法共同事業パートナー
JFEシステムズ株式会社社外監査役

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士としての経験およびそれに基づく専門的な知識を有しており、それらを活かし、独立、客観的な立場から、監査機能および経営監督機能を高める役割を果たすことを期待しているため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は企業経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。



候補者
番号

4

たき じゅん こ
滝 順子

新任

社外

独立役員

女性

■ 生年月日

1967年7月17日

■ 所有する当社株式の数

0株

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1990年4月	オリックス株式会社入社（1994年6月退社）	2021年2月	滝公認会計士事務所代表に就任 現在に至る。
1997年10月	朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所（2017年11月退所）		
2001年3月	公認会計士登録		
2017年11月	住江織物株式会社入社		
2019年9月	同社管理本部グローバル統括室部長兼経営企画室部長（2021年1月退社）		

[重要な兼職の状況]

公認会計士
滝公認会計士事務所代表
イオンモール株式会社社外取締役
日本化学産業株式会社社外取締役
新田ゼラチン株式会社社外監査役

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

公認会計士としての経験およびそれに基づく専門的な知識を有しており、それらを活かし、独立、客観的な立場から、監査機能および経営監督機能を高める役割を果たすことを期待しているため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は企業経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- 林武史、我妻由佳子、滝順子の各氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
 - 林武史、我妻由佳子の両氏は現任の社外監査役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって、林武史氏が4年間、我妻由佳子氏が2年間であります。
 - 当社は、林武史、我妻由佳子の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、滝順子氏についても、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 - 当社の「社外取締役の独立性判断基準」は23頁記載のとおりであり、林武史、我妻由佳子、滝順子の各氏は、当該基準を満たしております。なお、林武史氏は、2018年3月まで日本生命保険相互会社の業務執行者でありました。同社は当社の借入先であります。その借入額は当社連結総資産額に対して1%未満であり、「社外取締役の独立性判断基準」で定める「主要な借入先」（代替性のない程度に依存している金融機関）には該当いたしません。また、当社と同社の間には利息支払等の取引がありますが、当社連結営業収益および同社経常収益のいずれに対しても1%未満であり、僅少であります。
- 当社は、林武史、我妻由佳子の両氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。林武史、我妻由佳子の両氏の選任が承認可決された場合、当社は両氏との間で当該契約と同内容の契約を継続する予定であります。また、滝順子氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏との間で当該契約と同内容の契約を締結する予定であります。
- 当社は、役員全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者の各氏の選任が承認可決された場合、候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、役員等賠償責任保険契約については、次回更新時、契約内容を一部見直したうえで更新することを予定しております。
- スキル・マトリックスに関する事項は、24頁記載のとおりであります。

【ご参考】 当社の「社外取締役の独立性判断基準」

当社は、「社外取締役の独立性判断基準」を制定しており、以下に掲げる事項に該当しない場合、社外取締役候補者は独立性を有していると判断いたします。なお、社外取締役については、当社事業に関する知識の蓄積等による監督・監査機能の充実と独立性の確保のバランスを勘案しつつ、社内出身者とは異なる職歴や経験、専門的な知識等を有し、経営監督機能を高める役割を果たし得る者を候補者として指名しております。

- (1) 当社および当社グループ会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の業務執行者
- (2) 当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者
- (3) 当社グループの主要な借入先（当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性のない程度に依存している金融機関その他の大口債権者）の業務執行者
- (4) 当社グループの主要な取引先（当社グループの年間連結売上の2%以上の支払いを当社に行っている者）である会社の業務執行者
- (5) 当社グループを主要な取引先（当該取引先の年間連結売上の2%以上の支払いを当社から受けている者）とする会社の業務執行者
- (6) 当社グループより、役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受領している者
- (7) 当社グループより、年間1,000万円を超える寄付を受けている団体の業務執行者
- (8) 社外役員の相互就任の関係となる他の会社の業務執行者
- (9) 上記（1）から（8）までに該当する者が重要な職位にある者の場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族
- (10) 上記（1）は過去10年間、上記（2）は過去5年間、上記（3）から（9）は過去3年間に
おいて該当していた場合を含む

【ご参考】本総会終了後のスキル・マトリックス

当社取締役会は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性が確保されるよう努めております。当社グループの事業特性に加え、経営ビジョンおよびこれに基づく中期経営計画を踏まえ、監督機能としての重要事項（企業経営、財務・会計、法務・リスクマネジメント、人事・労務）のほか、経営ビジョンに掲げる事項（サステナビリティ（E S G）、I T・デジタル）、重要性が高い事業セグメント（運輸業、不動産業）に関するスキルを取締役会が備えるべきスキルと考えております。

第3号議案および第4号議案が原案どおり承認可決された場合のスキル・マトリックスは、以下のとおりであります。

		企業経営	財務・会計	法務・リスク マネジメント	人事・労務	サステナビリティ (E S G)	I T・ デジタル	運輸業	不動産業
取締役	星野 晃司	○			○			○	
	鈴木 滋	○		○	○	○			
	立山 昭憲	○			○			○	
	沓澤 孝一				○				○
	水吉 英雄	○						○	○
	露木 香織				○				○
	大原 透	○	○			○			
	糸長 丈秀	○							○
	近藤 史朗	○					○		
取締役 監査等 委員	端山 貴史	○	○				○		○
	林 武史	○		○	○				
	我妻 由佳子			○					
	滝 順子		○			○			

※ 各取締役が有する全てのスキルを表すものではありません。

【ご参考】 政策保有株式に関する事項

(1) 政策保有株式の保有方針

当社では、グループ経営理念である、お客さまの「かけがえのない時間（とき）」と「ゆたかな暮らし」を実現するうえで、様々な企業との事業上の関係の維持・発展が必要だと考えております。このため、発行会社との取引関係等を総合的に勘案し、政策的に必要とする株式について保有しております。なお、当社が保有する政策保有株式については、毎年、取締役会において、発行会社との事業上の関係の維持・発展への貢献度等の定性的観点のほか、資本コスト、配当収益その他の定量的観点から、保有のねらい・合理性に関する検証を行います。かかる検証の結果、保有の意義が薄れた株式については売却等により削減を図る方針であります。

(2) 議決権行使の方針

政策保有株式の議決権については、全ての議案に対して行使いたします。議決権の行使にあたっては、各社の経営状況、配当状況、反社会的行為等の不祥事の発生有無等を踏まえた当社の議決権行使基準に則り、株主価値の毀損につながると考えられる議案については、特に留意して議決権を行使いたします。加えて、必要に応じて発行会社から議案内容について説明を受けることといたします。

(3) 政策保有株式の銘柄数等

		第101期 2021年度	第102期 2022年度	第103期 2023年度
銘柄数 (銘柄)	上場	26	23	24
	非上場	34	35	33
	合計	60	58	57
貸借対照表 計上額の合計額 (百万円)	上場	31,936	34,452	44,640
	非上場	414	416	413
	合計	32,350	34,868	45,054
純資産に占める割合 【上場、非上場合計】 (%)	9.3	9.0	9.8	

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2018年6月28日開催の第97回定時株主総会において、「年額4億7千万円以内（うち社外取締役6千万円以内）」としてご承認いただき、現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同様であります。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額や昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、「年額4億7千万円以内（うち社外取締役6千万円以内）」とさせていただきますと存じます。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る基本方針は、本議案が原案どおり承認可決された場合においても、その対象者を「取締役」から「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」に変更すること、および業績連動報酬に係る指標等を見直すことを除き、内容の変更を予定しておりません。

以上により、本議案は、当該方針に沿った報酬の支給のために必要かつ合理的な内容となっているほか、過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会の承認を得ておりますので、その内容は相当であると判断しております。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

また、現在の取締役は10名（うち社外取締役4名）ですが、第2号議案および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）となります。

このほか、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、「年額8千4百万円以内」とさせていただきますと存じます。

本議案は、これまでの監査役の報酬額や昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮した内容となっておりますので、その内容は相当であると判断しております。

なお、第2号議案および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

また、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する株式報酬等の額および内容決定の件

(1) 提案の理由および当該報酬制度を相当とする理由

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主のみならずと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識をより一層高めることを目的として、2018年6月28日開催の第97回定時株主総会において、執行役員を兼務する取締役に対する報酬として、信託を用いた株式報酬の支給を目的とした株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入につきご承認いただくとともに、2023年6月29日開催の第102回定時株主総会において、その対象者を「社外取締役を除く取締役」に変更したうえで継続することにつきご承認いただき、現在に至っております。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下、本議案において同様であります。）を対象に、本制度を導入（継続）することについて、改めてご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細の決定については、下記（2）の範囲内において取締役会にご一任いただきたいと思います。

本議案は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」でご承認をお願いする報酬の限度額「年額4億7千万円以内（うち社外取締役6千万円以内）」とは別枠で、2024年3月末日に終了する事業年度から2028年3月末日に終了する事業年度までの5事業年度（以下「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役に対して株式報酬を支給するものであります。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る基本方針は、本議案が原案どおり承認可決された場合においても、その対象者を「取締役」から「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」に変更すること、および業績連動報酬に係る指標等を見直すことを除き、内容の変更を予定しておりません。また、本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴い改めてご承認をお願いするものであり、本制度の内容は、対象者が、「社外取締役を除く取締役」から「取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）」に変更されることを除き、既にご承認いただきました内容と実質的に同一であります。

以上により、本議案は、当該方針に沿った報酬の支給のために必要かつ合理的な内容となっているほか、過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会の承認を得

ておりますので、その内容は相当であると判断しております。

なお、第2号議案および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は6名となります。

また、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

(2) 本制度における報酬等の額および内容等

① 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式交付規程に従って当社より各取締役にポイントが付与され、これに相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に交付される株式報酬制度であります。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時（取締役退任後、監査等委員である取締役に就任する場合には、監査等委員である取締役の退任時）であります。

ア 本制度の対象者（注）	当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）
イ 対象期間	2024年3月末日に終了する事業年度から2028年3月末日に終了する事業年度まで
ウ 信託期間（2023年9月～2028年8月の5年間）において、アの取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計400百万円 （1年当たり80百万円に相当）
エ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法
オ アの取締役に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり38,000ポイント （5事業年度合計で190,000ポイント） ※1ポイント＝1株
カ ポイント付与基準	役位に応じたポイントを付与
キ アの取締役に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(注) 監査等委員会設置会社に移行するまでの期間については、2023年6月29日開催の第102回定時株主総会においてご承認いただいたとおり、「社外取締役を除く取締役」を本制度の対象者としております。

② 当社が拠出する金銭の上限

当社は、2023年9月～2028年8月の信託期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計400百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として本信託に拠出したします（注）。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により取得いたします。

（注）当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、当社取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様であります。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の信託期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の信託期間の年数に80百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、延長された信託期間内に下記③のポイント付与および当社株式の交付を継続いたします。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

③ 取締役に交付される当社株式数の算定方法および上限

ア 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位に応じたポイントを付与いたします。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度当たり38,000ポイントを上限といたします。

イ 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記アで付与されたポイントの数に応じて、下記ウの手続きに従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が当社に損害を与えたことに起因して解任されまたは辞任する場合等は、取締役会の決議により、それまでに付与されたポイントの全部または一部を失効させるものとし、当該取締役は、失効したポイントに係る受益権を取得しないものといたします。

なお、1ポイントは当社株式1株といたしますが、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて合理的な調整を行います。

ウ 取締役に対する当社株式の交付

上記イの当社株式は、各取締役が原則としてその退任時において、所定の受益者確定手続きを行うことにより、本信託から各取締役に対して交付されます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的のもと、本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

④ 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

⑤ 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上

事業報告

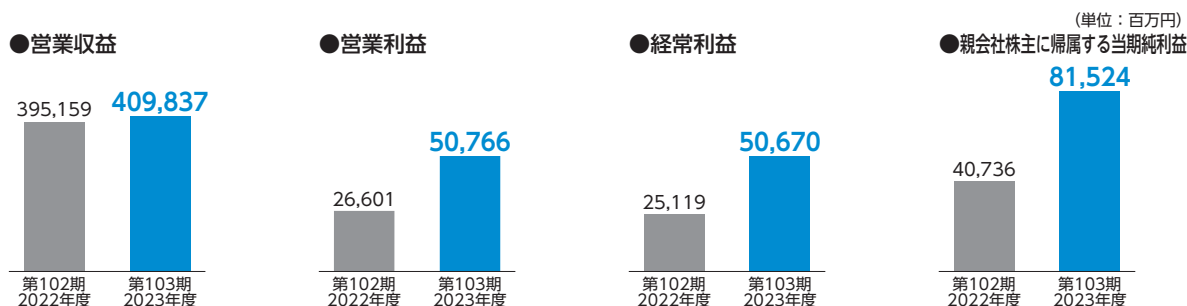
(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

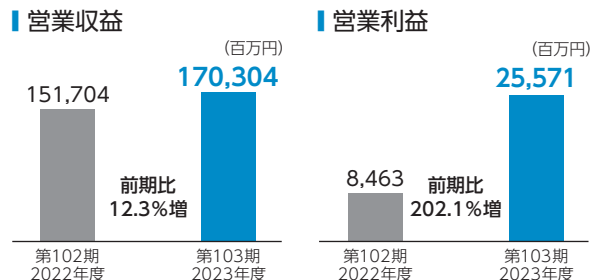
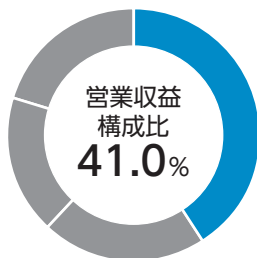
1 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境が緩やかに改善する中、個人消費が持ち直すなど、全体として緩やかな景気の回復が続きました。

このような状況のもと、新型コロナウイルス感染症の5類移行等により事業環境が改善し、鉄道事業やホテル業において増収となったことなどから、営業収益は4,098億3千7百万円（前期比3.7%増）、営業利益は507億6千6百万円（前期比90.8%増）となったほか、経常利益は506億7千万円（前期比101.7%増）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、小田急センチュリービルの売却に伴い固定資産売却益を計上したことなどにより、815億2千4百万円（前期比100.1%増）となりました。



次に、各事業別にご報告いたします。



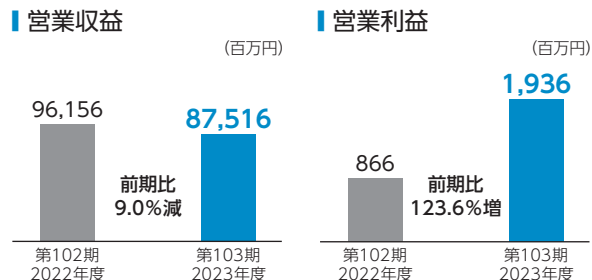
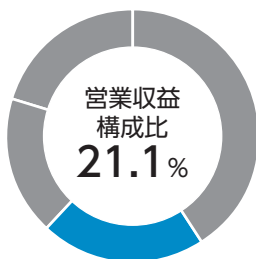
鉄道事業につきましては、輸送面において、本年3月、ホームドアの設置が予定されている特急停車駅における、ゆとりを持った運行計画への変更等を目的としたダイヤ修正を実施いたしました。また、通勤車両3000形について、多様なお客さまのニーズに対応すべく、各車両へ「車いす・ベビーカースペース」を1箇所設けるとともに、環境面に配慮したリニューアルを実施し、3編成が営業運転を開始するなど、輸送サービスの向上を図りました。

営業面においては、昨年4月、江ノ島電鉄(株)が首都圏で初めて、全駅でタッチ決済対応のカード（クレジット、デビット、プリペイド）やスマートフォン等による鉄道乗車を開始するなど、各社で決済方法を拡充し、利便性の向上を図りました。また、昨年8月、子育て応援を象徴するマスコットキャラクター「もころん」がデビューするとともに、通勤車両5000形1編成を期間限定で「もころん号」として運行するなど、「子育て応援ポリシー」に基づく取組みを推進いたしました。

施設面においては、列車運行の安全性を一層高めるため、町田駅および本厚木駅（3、4番ホーム）にホームドアを設置したほか、大規模地震による被害を抑制すべく、町田駅～相模大野駅間等の橋梁での耐震補強工事を実施いたしました。また、犯罪の抑止や事件の早期解決等を目的として、通勤車両16編成および特急車両4編成に車内防犯カメラを設置いたしました。

バス事業につきましては、各社において、安定した輸送サービスを今後も持続的に提供していくため、運賃改定を実施いたしました。また、小田急バス(株)、(株)江ノ電バスおよび立川バス(株)において、EVバス（電動バス）の運行を開始し、環境負荷の低減に努めました。このほか、各社でお客さまのニーズに対応したダイヤ改正等を実施し、利便性の向上を図りました。

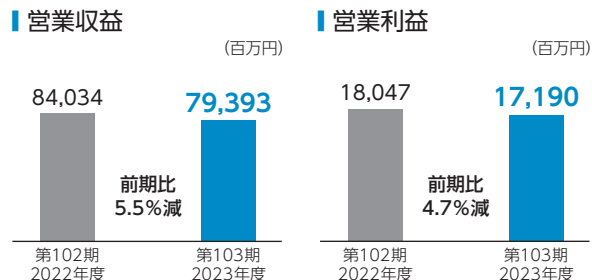
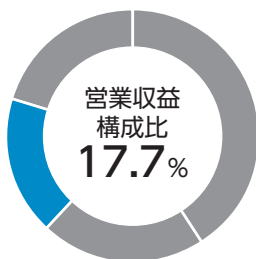
以上の結果、当社の鉄道事業において、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い通勤・外出需要が増加し、定期・定期外ともに輸送人員が前期を上回ったことに加え、鉄道駅バリアフリー料金制度を適用したことなどにより、営業収益は1,703億4百万円（前期比12.3%増）、営業利益は255億7千1百万円（前期比202.1%増）となりました。



百貨店業につきましては、(株)小田急百貨店町田店において、昨年4月、新規導入ブランドを中心に13ブランドを展開し、感度の高いゴルフファッションウェアとゴルフ用品をメインに取り揃えたスポーツファッションフロア「ハルクスポーツ マチダ」がグランドオープンいたしました。また、全店において、催事をはじめとする各種営業施策を積極的に展開するなど、収益の確保に努めました。

ストア業等につきましては、小田急商事(株)が運営する「O d a k y u O X」において、新百合ヶ丘店がリニューアルオープンするとともに、全店で同社の創業60周年を記念した感謝祭やキャンペーンを実施いたしました。加えて、「O d a k y u O X M A R T」において、祖師谷店および町田店が新規オープンするなど、積極的な営業活動を推進いたしました。このほか、各店で買い回りしやすい売り場づくりに努めるなど、お客さまの利便性向上を図りました。

しかしながら、百貨店業において、2022年10月の小田急百貨店新宿店本館の営業終了に伴い売場面積が大幅に縮小したことに加え、株式の一部売却に伴い(株)白鳩が連結除外となったことなどにより、営業収益は875億1千6百万円（前期比9.0%減）となりました。一方、ストア業等において、売場構成や運営の改善が増収・増益に寄与したことなどにより、営業利益は19億3千6百万円（前期比123.6%増）となりました。

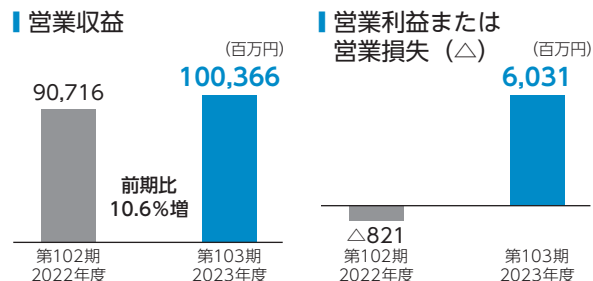
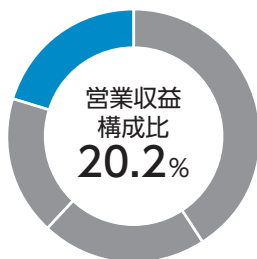


不動産分譲業につきましては、小田急不動産(株)において、「リーフィア世田谷桜丘ザ・ブルーム」等の戸建住宅や、「リーフィアレジデンス麻生五月台」をはじめとしたマンションを分譲するなど、収益の確保に努めました。

不動産賃貸業につきましては、当社および東京地下鉄(株)を事業主体として推進してきた新宿駅西口地区開発計画において、本年2月、プロジェクト価値の最大化を図るべく、東急不動産(株)が共同事業者として正式に参画することが決定いたしました。また、同計画において、旧小田急百貨店新宿店本館の解体工事を推進するとともに、本年3月、3社共同事業として新築工事に着手いたしました。さらに、(株)小田急SCディベロップメントにおいて、商業施設「ビナフロント」や「アコルデ代々木上原」の大規模リニューアルを実施するなど、施設の充実および活性化を図りました。

このほか、小田急不動産(株)において、昨年9月、物流施設「小田急不動産ロジスティクスセンター福岡志免」および「小田急不動産ロジスティクスセンター岡崎」が竣工するなど、事業規模拡大に努めました。

しかしながら、不動産分譲業において、投資用不動産の売却件数が減少したことや、不動産賃貸業において、前期末に小田急第一生命ビル持分を売却した影響等により、営業収益は793億9千3百万円（前期比5.5%減）、営業利益は171億9千万円（前期比4.7%減）となりました。



ホテル業につきましては、(株)ホテル小田急サザンタワーが運営する「小田急ホテルセンチュリーサザンタワー」において、昨年12月、多様化する顧客ニーズに対応すべく、シングルルームからセミダブルルームへの客室形態の変更を推進するなど、収益の確保に努めました。また、当社グループが運営する各ホテルにおいて、積極的な営業施策を展開し、宿泊需要の取込みを図りました。

レストラン飲食業につきましては、(株)小田急レストランシステムにおいて、新規業態の開発や新規出店を実施するなど、各社で集客力の強化を図りました。

以上の結果、ホテル業における稼働の回復やリゾート人材派遣業における需要の回復等により、営業収益は1,003億6千6百万円（前期比10.6%増）、営業利益は60億3千1百万円（前期 営業損失8億2千1百万円）となりました。

2 対処すべき課題

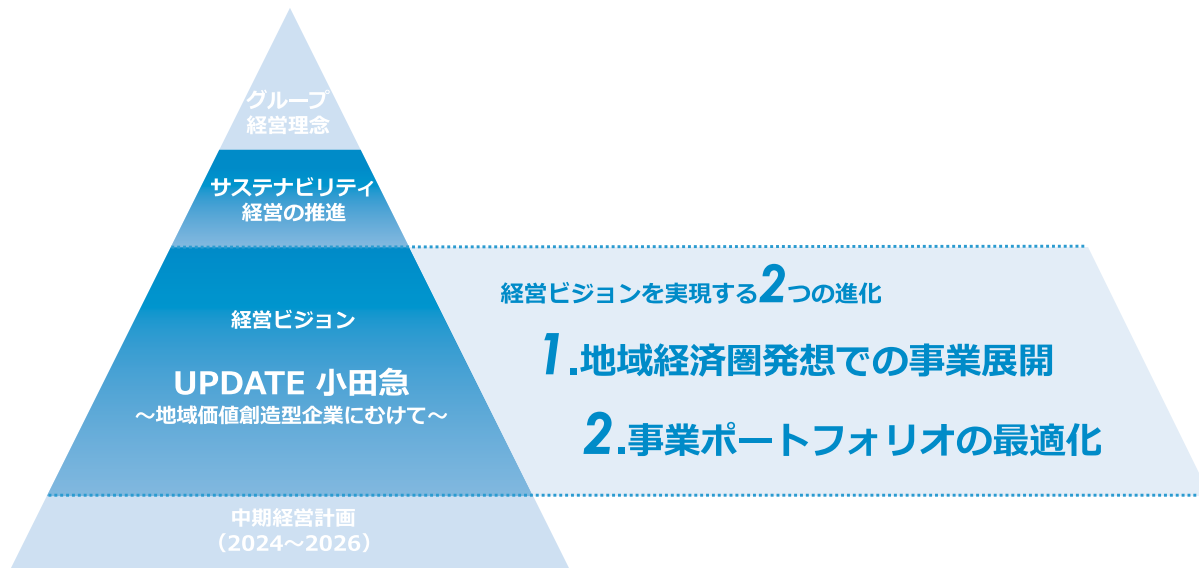
■「UPDATE 小田急～地域価値創造型企業にむけて～」の実現

当社グループでは、お客さまの「かけがえのない時間（とき）」と「ゆたかな暮らし」の実現に貢献することや、そのための行動指針をグループ経営理念として定めております。

このグループ経営理念の実現に向けて、経営ビジョン「UPDATE 小田急～地域価値創造型企業にむけて～」のもと、外部環境の変化を捉えた改革を継続しつつ、飛躍的成長を目指してまいります。

加えて、「サステナビリティ経営の推進」を経営計画体系に包含するとともに、6つのマテリアリティ（重要テーマ）について、目標・モニタリング指標を設定し、社会課題の解決を通じた持続可能な成長を実現してまいります。

【経営計画体系】



【マテリアリティおよび目標・モニタリング指標】

マテリアリティ	目標・モニタリング指標
1. 安全・安心 ・安全・安心を最優先した公共交通サービスの提供 ・誰もが安心して暮らせる社会の追求	◆ 鉄道事業における自社起因の運転事故・インシデント数：ゼロ(毎年度) ◆ バス・タクシー事業における死者・重傷者の発生：ゼロ(毎年度) □ 鉄道サービスの総合満足度
2. まちづくり・地域社会 ・職、住、商、学・遊、ウェルネスを兼ねそなえたまちづくりの実現 ・地域資源を活かしたまちの発展	□ 沿線エリアの人口 □ 強化エリア主要駅の乗降客数(1日あたり) □ 居住地域の総合満足度 □ 生き方(well-being)の総合満足度
3. 日々のくらしと観光体験 ・テクノロジーを活用したゆたかなライフスタイルの推進 ・その地域ならではの観光体験の提供	□ 小田急ONE ID数 □ フリーパス販売枚数(箱根/江の島・鎌倉) □ 沿線観光エリアの来訪者数(箱根町/藤沢市)
4. 環境(カーボンニュートラル) ・省エネ、再エネ、電動化、地域との連携による脱炭素社会の実現 ・「Beyond Waste」を目指した資源循環社会の実現	◆ 小田急グループCO2排出量： 2013年比△50%(2030年度)/実質ゼロ(2050年度)
5. 価値創造型人材の育成 ・すべての社員が自分らしく働ける企業風土の醸成 ・持続可能な経営を実現するための人材育成	◆ 女性従業員(正社員)比率：20%(2030年度)/35%(2050年度) ◆ 女性管理職比率：15%(2030年度)/30%(2050年度) ◆ 男性育児休業取得率：100%(2030年度)/100%(2050年度)
6. ガバナンス ・すべてのステークホルダーの期待に応える最適なガバナンス体制の実現	◆ 重大な法令違反の発生件数：ゼロ(毎年度) ◆ 女性役員比率：30%(2030年度) □ 独立社外取締役比率

◆目標 □モニタリング指標

「UPDATE 小田急～地域価値創造型企業にむけて～」の概要

1 全体方針

「地域価値創造型企業にむけて」

私たちは、小田急沿線や事業を展開する地域とともに成長するために、既成概念に捉われず常に挑戦を続けることで、お客さまの体験や環境負荷の低減など地域に新しい価値を創造していく企業に進化します。

2 変革の取組み

2021年度から2023年度までを体質変革期、2024年度から2030年度までを飛躍期と定めています。

体質変革期（2021年度～2023年度）

3つの経営課題（「利益水準の回復」、「有利子負債のコントロール」、「事業ポートフォリオの再構築」）と3つの発想（「DX（デジタルトランスフォーメーション）」、「共創」、「ローカライズ」）を通じた事業の変革に取り組んだ結果、財務健全性の回復の目安である、2023年度における有利子負債残高7,000億円、有利子負債／EBITDA倍率7倍台を達成（有利子負債残高6,269億円、有利子負債／EBITDA倍率6.5倍）しました。

飛躍期（2024年度～2030年度）

未来の小田急の持続的な成長につながる事業創造や拡大を進め、地域価値創造型企業として次の100年を歩むため、「経営ビジョンを実現する2つの進化」により、新たな価値を生み出します。

<経営ビジョンを実現する2つの進化>

(1) 地域経済圏発想での事業展開

新宿や海老名をはじめとする中核都市それぞれを“地域経済圏”単位で捉え、地域・パートナーと連携し、4つの事業領域（「交通」、「不動産」、「デジタル」、「生活サービス」）を連動させた施策を実施します。

(2) 事業ポートフォリオの最適化

不動産領域を収益の第一の柱としつつ、デジタル領域を新たな成長領域と位置付けます。また、4つの事業領域において、成長投資を拡大するとともに、適切なKPIの設定および進捗状況のモニタリングの実施により、2030年度営業利益目標の達成を目指します。

・連結財務目標

「地域価値創造型企業」を目指し、社会的価値や株主価値の向上を図りつつ、持続的な利益成長を実現してまいります。

重要指標の考え方			2026年度計画	2030年度目標	長期方針
利益の成長	営業利益	<ul style="list-style-type: none"> 交通の収益を過去最高水準へ伸長 不動産を第一の柱として集中的な資本投下 デジタルの成長 事業構造改革の継続 	500億円 前回目標比 ^{※1} +40億円	700億円 前回目標比 ^{※1} +100億円	持続的な利益成長
資本コストを意識した経営	ROE ^{※2}	<ul style="list-style-type: none"> 自己資本比率30%を維持 成長投資や株主還元を強化 (総資産・純資産のコントロール) 事業別ROA目標の設定とモニタリングの強化 	6.2%	7%以上	さらなる向上
財務健全性の確保	有利子負債／EBITDA倍率	<ul style="list-style-type: none"> 7倍台維持および新宿駅西口地区竣工後に大幅改善 現格付水準を維持しながら、成長投資を強化 	7.8倍	7倍程度	利益成長による改善

※1 2023年4月公表目標比

※2 親会社株主に帰属する当期純利益／自己資本(有価証券評価差額除く)

・2024年度～2030年度におけるキャピタルアロケーション

有利子負債／EBITDA倍率や自己資本比率を意識した借入れのコントロールおよび営業キャッシュフローの最大化を図りつつ、不動産を中心とした成長投資への重点的な配分や株主還元の強化を目指してまいります。

キャッシュイン		キャッシュアウト	
<ul style="list-style-type: none"> ● 財務健全性と資本コストのバランスを重視 「新宿駅西口地区開発期間中の有利子負債／EBITDA倍率7倍台維持」「自己資本比率30%を維持」 新宿駅西口地区開発計画における等価交換方式の採用等、外部資本の活用 固定資産売却を含む継続的な資産入替の実施 政策保有株式の縮減 	資産売却 ・ 借入	<ul style="list-style-type: none"> ● 成長投資 (不動産) 新宿駅西口・町田エリア等の沿線における開発や国内SPC投資、海外 (交通・生活サービス) DX、省力化、ホテルリニューアル、ストア業等の店舗拡大 (デジタル) 事業変革や新規事業創造 	成長投資 4,000億円 投資総額 [※] 8,000億円
<ul style="list-style-type: none"> ● 営業キャッシュフローの最大化 不動産やデジタル領域の利益成長 事業構造改革による利益水準の引上げ ※新宿駅西口地区開発計画竣工後の営業キャッシュフローは、2030年度 1,200億円超 (2023年度比 +500億円)	営業CF	<ul style="list-style-type: none"> ● 設備更新・環境関連投資 安全・安心なサービス提供の根幹となる設備更新 鉄道駅のバリアフリー化投資 EVバス導入等の環境戦略に沿った投資 	設備更新・環境関連投資 4,000億円
		<ul style="list-style-type: none"> ● 株主還元の強化 自己資本比率30%の確保を前提に、安定的な配当および機動的な自己株式取得 	株主還元

※ 投融資含む、分譲業の投下は含まない

・中期経営計画（2024年度～2026年度）の重点施策等

経営ビジョンの実現のため、4つの重点施策に取り組むとともに、3つの戦略およびガバナンスによる経営基盤の強化を推進してまいります。各施策および戦略等の概要は、以下のとおりであります。

【重点施策】

（1 交通領域の進化）

人手不足への対策と災害への耐性強化に重点的に取り組み、持続可能な運営体制を早期に確立するとともに、移動需要の喚起等による安定的な利益獲得を目指してまいります。

具体的には、少人数での鉄道事業運営体制の構築を目指し、ワンマン運転の詳細な仕様やオペレーション等の検討の深度化を図るとともに、各種業務の効率化を進めてまいります。加えて、鉄道駅バリアフリー料金制度を活用したホームドアの設置や耐震補強工事の推進により、安全・防災対策を強化しつつ、大野総合車両所の移転をはじめとした大規模な設備更新を推進するなど、持続可能な運営体制の強化に努めてまいります。また、子育て世代への応援施策の拡充や顧客データ等を活用した新たな増収施策の展開により、収益の最大化を図ってまいります。

（2 不動産領域の強化）

収益の第一の柱として集中的に資本を投下し、沿線開発および投資手法・フィールドの拡大を推進することで、2030年度の営業利益300億円の達成と収益力・資産効率の向上を目指してまいります。

具体的には、新宿駅西口地区開発計画において、共同事業者等との共創によるプロジェクト価値の最大化に取り組むとともに、ハイグレードなオフィス機能や新たな顧客体験を実現する商業機能、来街者と企業等の交流を促すビジネス創発機能を提供してまいります。また、引き続き海老名駅間地区の開発計画を推進するなど、沿線中核都市を中心とした多彩なまちづくりを進めてまいります。加えて、回転型投資や国内S P C投資、海外不動産事業にも取り組み、獲得した資金やノウハウを、沿線開発をはじめとした更なる不動産事業の強化に活かしてまいります。

(3 デジタルを活用した新規事業の探索・成長)

事業創造ノウハウ・多様な人財の活用や研究開発費の投下により、社会課題の解決を起点とした新規事業を創出するとともに、デジタルの強みを活かし、沿線外にも事業展開することで、2030年度の営業利益30億円の達成を目指してまいります。

具体的には、「Ma a S J a p a n」や「EMo t」等のMa a Sプラットフォームにおいて、顧客接点および取扱額の拡大を図るとともに、資源・廃棄物の収集運搬の最適化に向けたコンサルティングサービス等を提供するウェイストマネジメント事業「WOOMS（ウームス）」や、自治体・町内会の電子回覧板や災害時の情報共有ソリューションを提供する自治会・町内会SNS「いちのいち」等の新規事業の収益・利益規模の拡大に努めてまいります。あわせて、地域のインフラ分野を中心とした新規事業の探索・創出を図ってまいります。

(4 観光需要の取り込み／地域を彩る生活サービス)

日本屈指の観光地を持つポテンシャルを活かし、インバウンドを含む旺盛な観光需要を着実に取り込んでまいります。また、日々の暮らしに密着したサービスや心躍るコンテンツの展開により、将来にわたって選ばれる沿線を目指してまいります。

具体的には、観光需要の取込みに向けて、箱根エリアにおける既存ホテルのバリューアップ等を進めるとともに、ダイナミックパッケージの拡充により、利便性や顧客体験価値を高めてまいります。また、生活サービスについては、ストア業等において、新規出店の積極的な推進や、(株)セブン&アイ・ホールディングスとの業務提携を通じたMD・オペレーションの継続的な改善等により、営業利益の拡大を図ってまいります。さらに、地域密着型サービスプラットフォーム「小田急ONE（オーネ）」について、顧客とのデジタル接点の中心に据え、鉄道・駅ナカサービス、地域限定のサブスクリプション商品等、コンテンツを充実させることで、2026年度の会員数60万人（2023年度末：32万人）の実現に努めてまいります。

【経営基盤の強化】

	概要と取組みの例
DX戦略	<p>リアルな資産・サービス・仕事とデジタル技術の融合により、「Smart（業務のスマート化）」、「Update（心躍る顧客体験）」、「Create（ゆたかな未来の創造）」の3つの価値を創出してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ローコードツールによるアプリケーション開発・運用を推進 ●当社全社員のデジタル関連基礎知識保有に向けた取組みを推進
環境戦略	<p>「小田急グループ カーボンニュートラル2050」の実現に向けた施策を推進するとともに、資源循環の取組みや生物多様性（TNFD）を含む情報開示を強化してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●EVバス（電動バス）を2030年度までに約500台導入予定* ※ 神奈川中央交通(株)での導入台数を含みます。 ●当社グループ施設等から排出される食品廃棄物を、パートナー企業とともに飼料およびバイオガス発電の燃料としてリサイクルし、発電された電力を利用
人財戦略	<p>従業員のエンゲージメントや労働生産性の向上に資する施策を実行してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「ダイバーシティ&インクルージョン宣言」に基づき、女性活躍推進目標の達成に向けた施策や健康経営を推進 ●処遇改善等の施策の推進による人財の確保・定着
ガバナンス	<p>各ステークホルダーの利益の最大化や当社グループの持続的な成長、中長期的な企業価値の向上等に向けて、各種施策を推進してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会や、取締役会実効性評価の仕組み等を活用した取締役会の監督機能の強化 ●「小田急グループ人権方針」および「小田急グループ サステナブル サプライチェーン方針」に基づく取引先等とのコミュニケーションを実施

これらの諸課題を着実に遂行することで、お客さまの「かけがえのない時間（とき）」と「ゆたかな暮らし」の実現を目指してまいりますので、株主のみなさまには引き続き格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

3 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は834億2百万円で、その主な内容は次のとおりであります。

(1) 完成した主な工事等

事業	会社名	主な設備投資の内容
	運輸業	
不動産業	当社	下北沢地区（下北線路街）上部利用計画
	小田急不動産(株)	岡崎市大平町物流施設建設工事
		糟屋郡志免町物流施設建設工事
		リージア下北沢取得
		リージア浅草橋取得
	リージア三軒茶屋取得	

（注）下北線路街は、2022年5月に全面開業しております。

(2) 施工中の主な工事等

事業	会社名	主な設備投資の内容
	運輸業	
不動産業	当社	新宿駅西口地区開発計画
		海老名駅間地区（VINA GARDENS）開発計画

4 資金調達の状況

当社は、当期中において、増資、社債発行、シンジケートローン組成による資金調達は行っていません。

なお、企業集団の当期末における社債、借入金等の有利子負債残高は、6,269億5千万円となり、前期末と比べ、795億2千8百万円減少いたしました。

5 財産および損益の状況の推移

区 分	第100期 2020年度	第101期 2021年度	第102期 2022年度	第103期 2023年度
営 業 収 益 (百万円)	385,978	358,753	395,159	409,837
親会社株主に帰属する当期純利益 または当期純損失 (△) (百万円)	△39,804	12,116	40,736	81,524
1株当たり当期純利益 または当期純損失 (△) (円)	△109.60	33.36	112.11	225.28
総 資 産 (百万円)	1,326,996	1,285,230	1,279,976	1,301,567

(注) 1 1株当たり当期純利益または当期純損失は、親会社株主に帰属する当期純利益または当期純損失を期中平均の発行済株式の総数（自己株式数を控除）で除して算出しております。

2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第101期の期首から適用しており、第101期以降の金額については、当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

6 重要な子会社等の状況

会 社 名		資 本 金	持株比率	主要な事業内容
子 会 社	株式会社小田急百貨店	100 ^{百万円}	100.0%	百貨店業
	小田急商事株式会社	50	100.0	ストア業
	小田急不動産株式会社	2,140	100.0	不動産分譲業 不動産賃貸業
	株式会社小田急SCディベロップメント	100	100.0	不動産賃貸業
関 連 会 社	(持分法適用関連会社) 神奈川中央交通株式会社	3,160	(44.3) 44.2	バス事業

(注) 1 () 内の数字は、当社の子会社を含めた持株比率であります。

2 上記5社を含む、当社の連結子会社は33社、持分法適用関連会社は1社であります。

7 その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2023年12月21日付で、当社の連結子会社であるUDS株式会社の全株式を野村不動産ホールディングス株式会社に譲渡することを取締役会において決議のうえ、株式譲渡契約を締結し、2024年4月1日付でこれを実施いたしました。

II 会社の状況に関する事項

1 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

11億株

(2) 発行済株式の総数

368,497,717株（自己株式8,512,386株を含む。）

（注）自己株式には、信託を用いた株式報酬制度により役員報酬信託口が所有する当社株式（120,468株）は含まれておりません。

(3) 株主数

61,144名（前期末比3,835名減）

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	52,020 千株	14.45 %
第一生命保険株式会社	17,232	4.79
日本生命保険相互会社	16,763	4.66
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	15,696	4.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （退職給付信託口・三菱電機株式会社口）	12,908	3.59
明治安田生命保険相互会社	6,909	1.92
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	6,714	1.87
住友生命保険相互会社	5,500	1.53
株式会社日本カストディ銀行 （三井住友信託銀行退職給付信託口）	4,562	1.27
神奈川中央交通株式会社	4,493	1.25

（注）1 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2 当社は、自己株式を8,512,386株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(5) 当期中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

2 役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
ほし 星 野 晃 司	取締役社長 (代表取締役) 社長執行役員	神奈川中央交通株式会社社外取締役
あら 荒 川 勇	取締役 (代表取締役) 専務執行役員	経営企画本部長
は 端 山 貴 史	取締役 専務執行役員	顧客価値創造部、デジタル事業創造部、IR室、財務部担当
たて 立 山 昭 憲	取締役 常務執行役員	交通サービス事業本部長、観光事業開発部担当
くろ 黒 田 聡	取締役 常務執行役員	まちづくり事業本部長
すず 鈴 木 滋	取締役 常務執行役員	総務部、広報部、人事部担当
なか 中 山 弘 子	社外取締役 [独立役員]	特別区人事委員会委員長、株式会社中村屋社外取締役
おお 大 原 透	社外取締役 [独立役員]	—
いと 糸 長 丈 秀	社外取締役 [独立役員]	—
こん 近 藤 史 朗	社外取締役 [独立役員]	—
やま 山 本 俊 郎	常勤監査役	—
なが 長 野 真 司	常勤監査役	—

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
伊東正孝 いとうまさたか	社外監査役 [独立役員]	—
林武史 はやし たけし	社外監査役 [独立役員]	—
我妻由佳子 わがつま ゆかこ	社外監査役 [独立役員]	弁護士、一色法律事務所・外国法共同事業パートナー、 JFEシステムズ株式会社社外監査役

- (注) 1 取締役中山弘子、同大原透、同糸長丈秀および同近藤史朗は社外取締役であります。
- 2 監査役伊東正孝、同林武史および同我妻由佳子は社外監査役であります。
- 3 社外取締役および社外監査役の各氏が業務執行者または社外役員を兼職している他の法人等と当社との間に、開示すべき関係はありません。
- 4 常勤監査役山本俊郎は当社において、監査役伊東正孝は株式会社東京流通センターにおいて、それぞれ経理部門担当役員（管掌役員）の業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 5 当社は、社外取締役および社外監査役を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 6 2024年4月1日付で取締役の地位および担当ならびに重要な兼職の状況が次のとおり変更となりました。

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
星野晃司 ほしの こうじ	取締役会長 (代表取締役)	神奈川中央交通株式会社社外取締役
鈴木智滋 すずき しげる	取締役社長 (代表取締役) 社長執行役員	監査・内部統制室、デジタル事業創造部担当
立山昭憲 たてやま あり	取締役 専務執行役員	交通サービス事業本部長、観光事業開発部担当
荒川勇 あらかわ いさむ	取締役 執行役員	小田急総合研究所長
山本貴史 やまもと たかし	取締役	—
黒田聡 くろだ さとし	取締役	江ノ島電鉄株式会社取締役社長（代表取締役）

- 7 当社は、執行役員制度を導入しており、2024年4月1日現在、取締役兼務者のほか、沓澤孝一、水吉英雄、露木香織、久富雅史、室橋正和、山本武史、鈴木智の各氏を執行役員として、井上剛一、深海尚、山口淳、細谷和一郎、中島良和、田島寛之の各氏をグループ執行役員として選任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役および監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、被保険者は、保険料のうち約1割を負担しております。また、填補の対象となる損害については、株主代表訴訟および第三者訴訟によるものであるほか、役員等賠償責任保険契約については、免責額に関する定めを設け、一定額に至らない損害を填補の対象としないこととしております。

(4) 当期に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る基本方針に関する事項

取締役（社外取締役を除く）の報酬については、役位に応じて決定する固定報酬のほか、連結営業利益等からなる一定の基準をベースに各取締役の目標達成状況を加味して決定される業績連動報酬と、株主価値との連動性を高め長期的な業績向上へのインセンティブを付与する信託を用いた株式報酬により構成されます。報酬総額に占める業績連動報酬の割合は、役位が上がるにつれて高まるよう設定しており、取締役社長の場合、概ね30%となります。

なお、社外取締役の報酬については、主たる役割が経営監督機能であることに鑑み固定報酬のみといたします。

業績連動報酬について、その算出根拠となる業績評価の決定要件の70%は定量目標の評価、30%は定性目標の評価で構成いたします。定量目標の評価は、グループ経営の観点から設定する連結業績指標（連結営業利益、連結営業利益率）および各取締役が担当する役割に応じた指標に関する事業年度ごとの達成水準に基づき決定いたします。定性目標の評価は、中長期的な視点での経営の観点から設定した個別の課題の達成水準に基づき決定いたします。これらの評価結果を踏まえて算出された最終的な評価に基づき、業績連動報酬を決定いたします。なお、業績連動報酬については、最終的な評価の結果、原則として、各役位にかかる基準金額の0%～200%の範囲で変動いたします。

固定報酬については、在任中において定期的に支給いたします。業績連動報酬につい

ては、事業年度終了後に一括して支給いたします。信託を用いた株式報酬については、原則として、取締役の退任時に当社株式および金銭にて交付・給付することといたします。

信託を用いた株式報酬については、役位に応じて決定いたします。また、同報酬の対象者については、当社に損害を与えたことに起因して取締役を解任されまたは辞任する場合等において、取締役会の決議により、付与された当社株式の受益権の全部または一部を失効させます。

取締役の報酬の額は、指名・報酬諮問委員会*において、本基本方針や世間水準等を総合的に勘案し、個人別の報酬額を審議し、その結果を取締役に答申いたします。取締役会においては、指名・報酬諮問委員会による個人別の報酬額に関する答申に沿った支給を前提とした代表取締役への一任を決議いたします。

※ 指名・報酬諮問委員会は、過半数が独立社外取締役で構成されております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る基本方針の決定方法

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る基本方針の決定権限は取締役会にありますが、指名・報酬諮問委員会は、当該基本方針や株主総会議案の原案等について審議し、その結果を取締役に答申しており、取締役会はその答申を尊重しております。

③ 役員の報酬等についての株主総会の決議による定めに関する事項

取締役の報酬額については、2018年6月28日開催の第97回定時株主総会において、年額4億7千万円以内（うち社外取締役6千万円以内）とすることを決議しております（決議時の取締役人数15名（うち社外取締役3名））。また、同株主総会において、取締役（執行役員を兼務しない者を除いた取締役）に対して、上記報酬額とは別に、株式報酬として1年当たりの上限額に相当する金額である80百万円を支給することを決議している（決議時の対象となる取締役人数9名）ほか、同報酬については、2023年6月29日開催の第102回定時株主総会において、その対象者を「社外取締役を除く取締役」に変更したうえで継続することを決議しております（決議時の対象となる取締役人数6名）。監査役の報酬額については、2004年6月29日開催の第83回定時株主総会において、月額7百万円以内とすることを決議しております（決議時の監査役人数5名）。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の決議に基づき、取締役会長（代表取締役）星野晃司に取締役の個人別の報酬額の決定に係る権限を委任しており、当該委任に基づき、取締役会長が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

委任された権限が適切に行使されるようにするため、取締役会においては、指名・報

報酬諮問委員会で審議した個人別の報酬額に沿った形での支給を前提とした取締役会長（代表取締役）への一任を決議しております。また、取締役の報酬額の決定過程において、指名・報酬諮問委員会は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る基本方針を踏まえ、取締役ごとの報酬額に関する原案を審議するため必要の都度開催しており、その結果を取締役に答申しております。これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は、その内容が当該基本方針に沿うものであると判断しております。

なお、取締役の個人別の報酬額の具体的内容について、上記のとおり指名・報酬諮問委員会での十分な審議がなされていることなどから、その決定権限を取締役会長（代表取締役）に委任しております。

⑤ 監査役の報酬額の決定方法

各監査役の報酬額は監査役の協議により決定いたします。

⑥ 当期に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数 (名)	総 額 (百万円)	種類別の総額 (百万円)		
			固定報酬	業績連動報酬	株式報酬
取締役	10	345	202	104	38
監査役	5	80	80	—	—
合 計 (うち社外役員)	15 (7)	426 (79)	283 (79)	104 (—)	38 (—)

⑦ 業績連動報酬の額の算定の根拠として選定した業績指標の内容およびその選定理由ならびに業績連動報酬の額の算定に用いた業績指標の実績

業績指標の内容およびその選定理由は上記①に記載のとおりであり、当期の業績連動報酬（定量目標）に係る指標の目標および実績は以下のとおりであります。

(2023年4月～2024年3月支給分＝2023年度の達成水準の評価結果を反映)

評価指標		目標	実績
連結営業利益 (百万円)		35,000	50,766
連結営業利益率 (%)		8.8	12.4
担当役割指標	当社鉄道事業営業利益 (百万円)	13,765	20,915
	当社不動産事業営業利益 (百万円)	10,679	9,806

(5) 社外役員の当期における主な活動状況

① 社外取締役

氏名	地位	取締役会出席回数	発言状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
中山 弘子	社外取締役	12回／13回	自治体首長としての豊富な経験と、高い見識に基づき、議案の審議等に有用な発言を適宜行いました。 また、指名・報酬諮問委員会委員を務め、取締役の報酬等に関する審議に積極的に参加することなどにより、経営監督機能を高める役割を果たしております。
大原 透	社外取締役	13回／13回	企業経営に携わってきた経験と、金融機関における業務従事に基づく高い見識を活かし、議案の審議等に有用な発言を適宜行いました。 また、指名・報酬諮問委員会委員を務め、取締役の報酬等に関する審議に積極的に参加することなどにより、経営監督機能を高める役割を果たしております。
糸長 丈秀	社外取締役	13回／13回	企業経営に携わってきた経験と、金融機関における業務従事に基づく高い見識および不動産に関する知見を活かし、議案の審議等に有用な発言を適宜行いました。 また、指名・報酬諮問委員会委員を務め、取締役の報酬等に関する審議に積極的に参加することなどにより、経営監督機能を高める役割を果たしております。
近藤 史朗	社外取締役	13回／13回	企業経営に携わってきた経験と、技術分野に関する高い見識に基づき、議案の審議等に有用な発言を適宜行いました。 また、指名・報酬諮問委員会委員を務め、取締役の報酬等に関する審議に積極的に参加することなどにより、経営監督機能を高める役割を果たしております。

② 社外監査役

氏名	地位	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	発言状況
伊東正孝	社外監査役	13回／13回	10回／10回	企業経営に携わってきた経験と、金融機関における業務従事・監査経験に基づく高い見識を活かし、議案の審議等に有用な発言を適宜行いました。
林 武 史	社外監査役	13回／13回	10回／10回	企業経営に携わってきた経験と、金融機関における業務従事に基づく高い見識を活かし、議案の審議等に有用な発言を適宜行いました。
我妻由佳子	社外監査役	13回／13回	10回／10回	主に弁護士としての専門的見地から、議案の審議等に有用な発言を適宜行いました。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	173,118	流動負債	396,422
現金及び預金	60,662	支払手形及び買掛金	19,016
受取手形、売掛金及び契約資産	26,154	短期借入金	219,611
リース債権及びリース投資資産	1,166	リース債務	1,310
商品及び製品	2,520	未払法人税等	21,534
分譲土地建物	44,789	賞与引当金	7,758
仕掛品	976	商品券等引換引当金	1,876
原材料及び貯蔵品	2,449	その他	125,315
その他	35,101	固定負債	445,035
貸倒引当金	△ 702	社債	157,000
固定資産	1,128,448	長期借入金	200,362
有形固定資産	1,014,014	鉄道・運輸機構長期未払金	43,537
建物及び構築物	460,899	リース債務	435
機械装置及び運搬具	49,727	繰延税金負債	8,647
土地	435,909	再評価に係る繰延税金負債	964
リース資産	515	資産除去債務	1,499
建設仮勘定	60,464	その他	32,588
その他	6,498	負債合計	841,458
無形固定資産	18,523	(純資産の部)	
のれん	853	株主資本	421,262
リース資産	224	資本金	60,359
その他	17,445	資本剰余金	58,113
投資その他の資産	95,910	利益剰余金	321,439
投資有価証券	76,269	自己株式	△ 18,650
長期貸付金	911	その他の包括利益累計額	37,990
退職給付に係る資産	492	その他有価証券評価差額金	26,667
繰延税金資産	2,451	土地再評価差額金	540
その他	16,710	退職給付に係る調整累計額	10,782
貸倒引当金	△ 925	非支配株主持分	856
資産合計	1,301,567	純資産合計	460,109
		負債純資産合計	1,301,567

連 結 損 益 計 算 書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	金	額
営 業 収 益		409,837
営 業 費		
運輸業等営業費及び売上原価	281,431	
販売費及び一般管理費	77,638	359,070
営 業 利 益		50,766
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	1,320	
持分法による投資利益	817	
受取移転補償金	1,143	
固定資産税等精算金	777	
その他の	3,265	7,324
営 業 外 費 用		
支払利息	4,250	
租税公課	918	
その他の	2,251	7,421
特 別 常 利 益		50,670
特別利益		
固定資産売却益	60,008	
工事負担金等受入額	1,195	
その他の	5,037	66,241
特 別 損 失		
特別損失		
固定資産売却損	282	
固定資産圧縮損	1,052	
固定資産除却損	2,801	
減損損失	6,383	
再開発関連費用	4,684	
その他の	96	15,301
税金等調整前当期純利益		101,610
法人税、住民税及び事業税	25,857	
法人税等調整額	△ 5,846	20,010
当 期 純 利 益		81,600
非支配株主に帰属する当期純利益		75
親会社株主に帰属する当期純利益		81,524

貸 借 対 照 表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
流 動 資 産	122,257	流 動 負 債	333,729
現金及び預金	47,454	短期借入金	173,273
未収運賃	8,695	未払金	62,930
未収金	27,910	未払費用	2,859
短期貸付金	32,220	未払消費税等	132
分譲土地建物	2,292	未払法人税等	16,973
貯蔵品	1,621	預り連絡連	544
前払費用	361	預り	7,767
その他の流動資産	2,742	前受連	6,098
貸倒引当金	△ 1,038	前受	5,623
固 定 資 産	986,790	前受収	609
鉄道事業固定資産	519,283	賞与引当金	3,151
不動産事業固定資産	245,905	その他の流動負債	53,764
その他事業固定資産	17,367	固 定 負 債	382,005
各事業関連固定資産	9,337	社債	157,000
建設仮勘定	59,732	長期借入金	160,991
投資その他の資産	135,164	鉄道・運輸機構長期未払金	43,537
関係会社株式	79,643	繰延税金負債	10,529
投資有価証券	46,055	退職給付引当金	1,771
長期貸付金	6,435	関係会社事業損失引当金	547
長期前払費用	2,902	その他の固定負債	7,628
その他の投資等	2,701	負 債 合 計	715,734
貸倒引当金	△ 2,573	(純資産の部)	
資 産 合 計	1,109,048	株 主 資 本	369,717
		資本	60,359
		資本剰余金	59,674
		資本準備金	23,863
		その他資本剰余金	35,811
		利益剰余金	266,947
		その他利益剰余金	266,947
		固定資産圧縮積立金	21,431
		別途積立金	500
		繰越利益剰余金	245,015
		自己株式	△ 17,263
		評価・換算差額等	23,596
		その他有価証券評価差額金	23,596
		純 資 産 合 計	393,314
		負 債 純 資 産 合 計	1,109,048

損 益 計 算 書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
鉄 道 事 業	営 業 収 益	116,002
	営 業 費 益	95,087
不 動 産 事 業	営 業 収 益	29,138
	営 業 費 益	19,331
そ の 他 事 業	営 業 収 益	9,404
	営 業 費 益	8,524
営 業 外 収 入	全 事 業 営 業 利 益	880
	受 取 利 息 及 び 配 当 金 額 他	31,602
営 業 外 費 用	支 払 利 息 他	4,421
	そ の 他 費 用	3,067
特 別 利 益	固 定 資 産 売 却 益 額 他	4,231
	工 事 負 担 金 の 受 入	11,720
特 別 損 失	再 開 発 関 連 費 用	3,852
	固 定 資 産 除 却 損 失	2,914
税 引 前 当 期 純 利 益	固 定 資 産 売 却 益 額 他	36,555
	工 事 負 担 金 の 受 入	63,534
当 期 純 利 益	再 開 発 関 連 費 用	899
	固 定 資 産 除 却 損 失	4,112
法 人 税 等 調 整 額	再 開 発 関 連 費 用	68,546
	法 人 税 等 調 整 額	4,684
当 期 純 利 益	固 定 資 産 除 却 損 失	4,200
	法 人 税 等 調 整 額	2,054
当 期 純 利 益	再 開 発 関 連 費 用	864
	法 人 税 等 調 整 額	282
当 期 純 利 益	再 開 発 関 連 費 用	236
	法 人 税 等 調 整 額	12,321
当 期 純 利 益	再 開 発 関 連 費 用	92,780
	法 人 税 等 調 整 額	20,604
当 期 純 利 益	再 開 発 関 連 費 用	21,983
	法 人 税 等 調 整 額	70,797

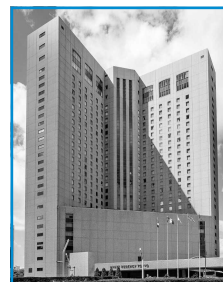
株主総会会場ご案内図

開催
日時

2024年6月27日（木曜日）午前10時

開催
場所

東京都新宿区西新宿2丁目7番2号
ハイアット リージェンシー 東京
地下1階「センチュリールーム」



交通の
ご案内

都営地下鉄大江戸線

都庁前駅

A7出口 より徒歩約3分

小田急線・JR線・京王線

新宿駅

西口 より徒歩約12分

東京メトロ丸ノ内線

西新宿駅

2番出口 より徒歩約7分



第103回定時株主総会

その他の電子提供措置事項

(交付書面省略事項)

事業報告

- 主要な事業内容および営業所等
- 従業員の状況
- 主要な借入先
- 会計監査人の状況
- 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築の基本方針）
- 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

監査報告書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

小田急電鉄株式会社

■ 主要な事業内容および営業所等

事業の内容		主 要 な 営 業 所 等
運輸業	鉄 道 事 業	【当社（本店：東京都渋谷区）】 駅数70駅
	バ ス 事 業	【小田急バス㈱（本店：東京都調布市）】 武蔵境営業所、狛江営業所、吉祥寺営業所等
流通業	百 貨 店 業	【㈱小田急百貨店（本店：東京都新宿区）】 新宿店、町田店、ふじさわ
	ス ト ア 業 等	【小田急商事㈱（本店：神奈川県川崎市）】 O d a k y u O X、セブン-イレブン等
不動産業	不 動 産 分 譲 業	【小田急不動産㈱（本店：東京都渋谷区、支店：宮城県仙台市）】 新百合ヶ丘店、藤沢店、経堂店等
	不 動 産 賃 貸 業	【㈱小田急SCディベロップメント（本店：東京都新宿区）】 ハルク、ピナウオーク、新百合ヶ丘エルミロード等
その他の事業	ホ テ ル 業	【㈱小田急リゾート（本店：東京都渋谷区）】 ホテルクラッド・木の花の湯、山のホテル、はつはな等
	レ ス ト ラ ン 飲 食 業	【ジローレストランシステム㈱（本店：東京都渋谷区）】 マンマパスタ、パッパパスタ、神田グリル等

■ 従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
運 輸 業	6,635名	△449名
流 通 業	698名	△192名
不 動 産 業	818名	△9名
そ の 他 の 事 業	3,026名	△344名
全 社	484名	26名
合 計 (うち当社)	11,661名 (3,682名)	△968名 (△30名)

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。
2 全社として記載されている人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

■ 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	99,797 <small>百万円</small>
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	39,770
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	32,270
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	28,710
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	28,670
株 式 会 社 横 浜 銀 行	16,760

- (注) 上記にはシンジケートローンによる借入金（総額97,200百万円）は含まれておりません。

■ 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	97百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	168百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、前期における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である非財務情報に係る第三者保証業務についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会が会社法第340条の規定に則り会計監査人を解任する場合があるほか、会計監査人の職務の適正かつ適切な執行に重大な支障が生じたことなどにより、その解任または不再任の必要があると判断される場合には、会社法第344条の定めに従い、当該会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

■ 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築の基本方針）

（当社取締役会における決議内容）

小田急グループは、「お客さまの“かけがえのない時間”と“ゆたかな暮らし”の実現に貢献します。」という経営理念を掲げております。

当グループでは、この経営理念のもと、経営ビジョンに掲げる「地域価値創造型企業」への進化に向けて、サステナビリティ（ESG）に関する取組みを進めており、内部統制システムの構築はそのために必要不可欠な要素であるとの認識から、以下の基本方針に沿って、内部統制システムの構築を積極的かつ継続的に進めてまいります。

なお、グループ各社においては、当該グループ各社の事業内容、規模、当グループ全体に与える影響等を考慮して、各項目を適用します。

(1) 当社および子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンスをリスクマネジメントの一環として捉え、「リスクマネジメント委員会」等を軸としたコンプライアンス体制を整備し、その推進を図ります。
- ② 法令や定款をはじめ社会から信頼されるための守るべき行動基準を「コンプライアンスマニュアル」として策定し、役員および社員はこれを遵守します。また、上記マニュアルに基づき、教育を実施しコンプライアンス意識の徹底を図ります。
- ③ 市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、上記マニュアルを踏まえ、毅然とした態度で臨み、適正に対応します。
- ④ 内部通報制度としてコンプライアンスホットラインを設置し、コンプライアンス上問題のある行為の早期把握、解決を図ります。さらに、当社では、通報内容への対応について、その適正性を外部機関が客観的な視点からチェックを行うことにより、透明性の確保を図ります。

- ⑤ 当社の内部監査部門がグループ各社の内部監査部門と連携を図りながら法令や定款、社内規程等への適合等の観点から、グループ各社の監査を順次実施するなど、監査体制の強化を図ります。
- また、当社の常勤役員からなる「内部統制委員会」を通じて、金融商品取引法に基づく財務報告に関する内部統制の整備も含め、継続してグループ全体の内部統制システムの強化を図ります。
- (2) **当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**
- ① 取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、情報セキュリティ規則をはじめ、文書管理規則、ファイリング規則などの社内規則に従い、適正に保存・管理を行います。
- ② 上記の情報に関する取締役および監査役からの閲覧の要請には適切に対応します。
- (3) **当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
- ① 当社およびグループ各社は、「小田急グループリスクマネジメント方針」のもと、「リスクマネジメント委員会」等を中心とした体制を整備し、リスクへの対応を図ります。また、当社は、グループ経営に重要な影響を与えるリスクへの対応について、「小田急グループ・リスクマネジメント連絡会」を通じて掌握するなど、的確に管理します。
- ② 当社は、自然現象、社会経済現象であるかを問わず大規模な損失をもたらす事象の顕在化に対しては、危機管理規則に基づき、社長の指示のもと緊急時対策を統括する「総合対策本部」を設置し、適切に対処します。
- ③ 当社は、公共交通機関としての役割を担ううえで、最大の責務である「安全の確保」を重要なリスク管理の1つと認識し、鉄道輸送に関わる専門組織である「統括安全マネジメント委員会」のもと、安全管理規程に基づき、積極的に輸送の安全の確保に取り組みます。
- ④ 当社およびグループ各社において、リスクを把握した場合やリスクが顕在化した場合については、その重要性に応じて適時適切に開示します。
- (4) **当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ① 当社では、業務執行を担当する取締役や部門長で構成される執行役員制度を採用し、取締役会による業務執行に対する監督機能の強化ならびに意思決定の適正化および効率化を図ります。
- ② 当社では、各事業部門における業務執行は、経営理念や長期的なビジョンを踏まえ策定される中期経営計画、年度単位の部門方針や予算に基づき、業務分掌や職務権限規則により規定される権限および責任において行います。
- ③ 当社では、各事業部門における業績は、全社統一的な指標による「業績管理制度」により適切に管理します。
- ④ 当社における内部監査体制については、取締役社長直轄の内部監査部門が、法令や定款、社内規程等への適合や効率的な職務遂行の観点から、各部門の監査を定期的実施し、その結果を取締役社長および監査役へ報告します。
- ⑤ 当社は、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、グループ全体の重点課題およびキャッシュフロー配分等を定めます。また、これに基づくグループ各社による中期経営計画や予算等の重要事項の策定については、当社の事前承認事項とし、グループ経営の適正かつ効率的な運営体制を構築します。
- (5) **当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**
- ① 当社が定める「グループ会社管理規程」に基づき、グループ各社における重要事項については速やかに当社へ報告する体制を構築します。また、グループ経営理念や長期的なビジョンに基づく中期経営計画の策定内容や業務執行状況および決算などの財務状況に関する定期的なヒアリングを実施するとともに、「グループ会社社長会」などを通じて、グループ内での相互の情報共有の強化を図ります。

- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置し、専任の使用人を配置します。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役室を構成する使用人は、常勤監査役の指揮命令により業務を行います。さらに当該使用人の人事異動、人事評価等の決定は、常勤監査役と事前協議のうえ、実施します。
- (8) 当社の取締役および使用人、または当社の子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社では、常勤監査役が、執行役員会への出席や決裁稟議（本部長決裁以上）の内容の報告を通じて、重要案件について逐次チェックすることができる体制を整えます。
- ② 当社では、取締役や部門を代表する使用人が監査役に対して、業務執行状況の報告を適宜行うとともに、その他法令に定めるもののほか、会社に対して重要な影響を及ぼす事項について適宜報告を行います。
- ③ 当社では、内部監査部門が監査役に対して、その監査計画および監査結果について定期的に報告を行い、監査役との情報の共有化を図ります。
- ④ 当社の常勤監査役が、「小田急グループ監査役連絡会」を設置し、グループ各社監査役から監査状況等の報告を受けるほか、グループ各社への監査等の際には、経営層から業務執行状況等について報告を受け、意見交換を行うことに加え、必要に応じて当社グループ会社管理部門から経営状況等について報告を受けることにより、経営の健全性を監視する体制の強化を図ります。また、内部通報制度としてコンプライアンスホットラインを設置し、当該内部通報の状況について、当社使用人から定期的に監査役に対して報告を行います。
- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 法令ならびに当社およびグループ各社において定めるコンプライアンスホットラインに関する規則に基づき、当該報告者に対して不利益な取扱いを行うことを禁止します。
- (10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 取締役は監査役による監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実効性を担保するために予算措置を講じます。
- (11) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役が重要な会議体等に出席することができる体制を整え、その適正性を高めるとともに監査役への情報提供を強化します。
- ② 会計監査人が監査役にその監査計画および監査実施状況の報告等を定期的に行うほか、内部監査部門も内部監査結果を定期的に監査役に報告するなど、監査役、内部監査部門および会計監査人の3者の連携強化が図られる体制の確保に努めます。

(上記の内部統制システム構築の基本方針に基づく運用状況の概要)

(1) コンプライアンスに関する取組み

- ① 当社およびグループ各社では、社員一人ひとりの社会的責任に対する意識と倫理観の維持向上を目的に、コンプライアンスに係る教育を定期的の実施しており、階層や役割に応じた基本的事項の再確認や事例研究等の研修を通して、コンプライアンス意識の向上を図っております。

当期は、当社およびグループ各社において、小田急グループコンプライアンスアンケートを実施し、その結果から課題を導き出し、解決への具体的施策をコンプライアンス活動計画に反映、実行してまいりました。職場のコミュニケーション活性化を目的とした対話の機会創出や、研修を通じたコンプライアンス意識の啓発等の取組みに加え、役職者からのメッセージを発信することなどにより、コンプライアンス活動の重要性を社内周知いたしました。

② 当社およびグループ各社では、内部通報制度であるコンプライアンスホットラインを社内に周知し、その活用が図られております。また、当社は、当社およびグループ各社の当該内部通報の状況について、取締役会およびリスクマネジメント委員会において定期的に報告されているほか、当社使用人から監査役に対しても定期的に報告しております。

(2) 情報の保存および管理

当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制については、各種規則に従い適正に保存・管理を行うとともに、当該情報に関して取締役および監査役からの閲覧の要請があった場合には適切に対応しております。

(3) リスク管理体制の強化

当社および主要なグループ会社では、「小田急グループリスクマネジメント方針」に基づき、企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策を実施しておりますが、当期についても事業環境の変化等を踏まえたリスクの見直しを実施いたしました。今後は、当該リスク対策を順次実施してまいります。

また、グループ各社のリスクマネジメント担当者による「小田急グループ・リスクマネジメント連絡会」を開催し、情報の共有化や連携を図るとともに、グループ内でリスク事案が発生した際には情報共有することで、同様事案の再発防止に努めました。

(4) リスクの顕在化への対応

当社に重要な影響を及ぼす事象が顕在化した場合の対応として、危機管理規則に基づき個別の事業継続計画（BCP）を策定しております。当期は、政府による新型コロナウイルス感染症分類の見直しに伴い、各種感染防止策を推進していた総合対策本部体制を終了いたしました。また、事業継続管理（BCM）に基づき、脱線事故を想定した大規模鉄道事故訓練や震災発生時を想定した安否登録訓練、非常参集訓練を実施し、事業継続計画（BCP）の見直しや各種対策の実効性向上を図っております。さらに、グループ各社においてリスク事案が発生した際の当社への報告体制を整備しており、必要に応じて当社と連携し迅速な対応を行っております。

(5) グループ安全管理体制の強化

当社グループでは、鉄道、バス、タクシー、船舶等の交通事業者による「小田急グループ交通事業者安全統括管理者会議」を開催し、グループ各社が協力または情報を共有することなどにより、更なる安全管理体制の強化を図っております。

(6) 業務執行の適正性や効率性の向上

① 当社では執行役員制度のもと、業務執行に係る重要案件については、規則に基づき、取締役会へ上程する前段階として、執行役員会に付議し、そこでの議論を経て決定しております。また、取締役会など会議体の議案については、可能な限り事前提供を徹底するなど、業務執行の適正性や効率性の向上に努めております。

② 当社は、グループ経営理念や経営ビジョン「UPDATE 小田急～地域価値創造型企業にむけて～」を踏まえた、三事業年度を期間とする中期経営計画を策定するとともに、これに基づくグループ各社による中期経営計画や予算等の重要事項の策定については当社の事前承認事項とし、グループ経営の適正かつ効率的な運営体制を構築しております。また、当社において、その進捗状況を定期的に確認し、必要に応じて対策を講じております。

(7) グループ内部監査体制の充実

当社の内部監査部門による当社内各部門およびグループ各社への内部監査の実施に加えて、一部のグループ会社においても内部監査部門を設置し、グループレベルでの内部監査体制の充実を図っております。

(8) 監査役への情報提供その他監査体制の充実

① 当社では、代表取締役と監査役の相互の信頼関係を深める観点から、定期的に会合を開催し、両者での意見交換を行うとともに、監査役が代表取締役の諸課題への取組み状況を確認できる体制の構築を図っております。また、常勤監査役が、取締役等との意思疎通、執行役員会等の重要な会議への出席や重要な決裁書類の閲覧、主要な事業所およびグループ各社での業務執行状況および財産の状況の調査等を行える体制を整えております。

- ② 常勤監査役が「小田急グループ監査役連絡会」を設置し、グループ会社監査役との意見交換およびグループ全体の監査品質向上に努めるなどグループレベルでの経営の健全性を監視する体制の強化が図られております。また、当社およびグループ各社のコンプライアンスホットラインの内部通報の状況について、当社使用者から監査役に対して定期的に報告しております。
- ③ 監査役が、会計監査人から会計監査の方針、監査計画および期中・期末の監査実施結果を聴取し、会計監査人との意見交換を実施しているほか、内部監査部門の責任者から直接、内部監査実施結果等について報告を受ける体制を整えております。また、常勤監査役、会計監査人、内部監査部門からなる三様監査会議を開催し、それぞれの監査計画や監査の状況について報告、意見交換を行う体制を整えております。
- ④ 内部統制上の監査役への情報提供の強化を補完するものとして、常勤監査役が得た情報等を適宜監査役会や監査役の協議の場に提供することで、社外監査役への情報提供の充実に図られております。

■ 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等

(1) 基本方針の内容

当社は、公開会社である当社の株式については、株主および投資家のみなさまによる自由な取引が認められている以上、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、特定の者の大規模な買付けに応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付けの中には、その目的等から見て重要な営業用資産を売却処分するなど企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買収に応じることを株主に強要するおそれがあるもの、株主のみなさまが最善の選択を行うために必要な情報が十分に提供されないものなど、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものもあります。

当社としては、このような大規模な買付けに対しては、株主のみなさまのために適切な措置を講じることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

① 長期的なビジョンの実現

当社グループでは、お客さまの「かけがえのない時間（とき）」と「ゆたかな暮らし」の実現に貢献することを経営理念として定めております。この経営理念のもと策定される長期的なビジョンの実現に向けて、同ビジョンに基づく中期経営計画上の各施策を推進いたします。

② 運輸業における安全対策の強化と輸送サービスの品質向上

当社グループでは、安全を第一に快適で良質な輸送サービスを提供することが最も重要な使命であると考えております。

③ コーポレート・ガバナンスの充実・強化

当社におけるコーポレート・ガバナンスの充実・強化については、重要な戦略を効率的かつ迅速に決定、実行していく機能と、業務執行に対する監督機能の強化という点を重要課題として認識し、各種施策に取り組んでおります。

当社は、以上の諸施策を着実に実行し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上を図っていく所存であります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付け行為を行おうとする者に対しては、株主のみなさまが適切にご判断を行うための必要かつ十分な情報の提供を求め、評価、検討したうえで当社取締役会の意見等を開示し、また、必要に応じて当該大規模買付け者と交渉を行うほか、株主のみなさまの検討のための時間の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関係法

令の許容する範囲内において、採り得る措置を講じてまいります。

(4) 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記(2)に記載した長期的なビジョンの実現、運輸業における安全対策の強化と輸送サービスの品質向上およびコーポレート・ガバナンスの充実・強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

また、上記(3)に記載した取組みは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主のみなさまのために当該大規模買付者と交渉を行うことなどの措置を講じることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保、向上させるためのものであり、基本方針に沿うものです。

したがって、当社取締役会は、上記(2)および(3)の取組みは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	60,359	58,089	252,402	△ 6,262	364,589
当期変動額					
剰余金の配当			△ 11,697		△ 11,697
親会社株主に帰属する 当期純利益			81,524		81,524
土地再評価差額金の取崩			△ 1		△ 1
合併による減少			△ 774		△ 774
自己株式の取得				△ 12,388	△ 12,388
自己株式の処分		0		0	0
持分法適用会社の減少に伴う 利益剰余金減少高			△ 14		△ 14
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		24			24
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	24	69,036	△ 12,388	56,672
当期末残高	60,359	58,113	321,439	△ 18,650	421,262

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券評価 差額金	土地再評価 差額金	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益累計額 合計		
当期首残高	17,462	537	4,797	22,797	1,103	388,490
当期変動額						
剰余金の配当						△ 11,697
親会社株主に帰属する 当期純利益						81,524
土地再評価差額金の取崩						△ 1
合併による減少						△ 774
自己株式の取得						△ 12,388
自己株式の処分						0
持分法適用会社の減少に伴う 利益剰余金減少高						△ 14
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						24
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	9,205	2	5,984	15,192	△ 246	14,945
当期変動額合計	9,205	2	5,984	15,192	△ 246	71,618
当期末残高	26,667	540	10,782	37,990	856	460,109

連 結 注 記 表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数は 33 社であります。

主要な連結子会社は、(株)小田急百貨店、小田急商事(株)、小田急不動産(株)および(株)小田急 S C ディベロップメントであります。

(株)ホテル小田急は、株式売却により子会社に該当しなくなったため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。なお、同社の株式売却までの損益計算書については連結しております。

(株)ヒューマニックホールディングスは、当連結会計年度に(株)ヒューマニックと合併しております。

(2) 主要な非連結子会社は、(株)小田急プラネットであります。

なお、非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）の合計額はそれぞれ連結総資産、売上高、当期純損益および剰余金等の額に比していずれも少額であり連結計算書類に重要な影響を及ぼさないので連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社は神奈川中央交通(株) 1 社であります。

(株)白鳩は、株式売却により関連会社に該当しなくなったため、持分法の適用範囲から除外しております。

(2) 大山観光電鉄(株)ほか持分法非適用会社は、それぞれ連結純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に重要な影響を及ぼさないので持分法を適用しておりません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なるものは 5 社あり、U D S (株)、沖縄 U D S (株)の決算日は 12 月末日、(株)小田急百貨店、小田急商事(株)、小田急食品(株)の決算日は 2 月末日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、各社の決算日に基づく計算書類によっておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整をしております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法

② 棚卸資産

評価基準は原価法によっております。

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切
下げの方法により算定）

分譲土地建物、仕掛品

個別法

その他の棚卸資産

主に売価還元法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主に定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）は主に定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに充てるため、支給見込額を計上しております。

③ 商品券等引換引当金

商品券および旅行券等の未使用分について、収益に計上したものに対する将来の使用に備えるため、過去の実績に基づく使用見込額を計上しております。

(4) 収益および費用の計上基準

当社および連結子会社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務については、主として1年以内に当該義務を充足するものであります。

① 鉄道業およびバス業

運輸業における鉄道業やバス業では、鉄道やバスによる旅客の運送を行っております。乗車券類のうち定期乗車券については、有効期間にわたって履行義務が充足されると判断していることから、有効期間を基準とした按分計算により収益を認識しております。また、定期乗車券以外については、乗車区間における旅客の運送が完了した時点で収益を認識しております。

なお、履行義務を充足していない部分については、契約負債として流動負債の「その他」に計上しており、収益の認識に伴い1年以内に取り崩されます。

② 百貨店業およびストア・小売業

流通業における百貨店業やストア・小売業では商品の販売を行っております。これらの事業における商品の販売については、商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該商品の引渡時点で収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、当社および連結子会社が代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

また、自社で発行する商品券の未使用残高については、契約負債として流動負債の「その他」に計上しております。

③ 不動産分譲業

不動産業における不動産分譲業では、投資用不動産・マンション・戸建物件等の販売や不動産売買の仲介または斡旋を行っております。当該履行義務については、契約に係る物件が引き渡された時点で充足していると判断していることから、引き渡された時点で収益を認識しております。

なお、履行義務を充足していない部分については、契約負債として流動負債の「その他」に計上しております。

④ 広告代理業

その他の事業における広告代理業では、駅構内や車両内における広告掲出を行っております。当該履行義務については、広告の掲出期間にわたって充足されると判断していることから、掲出にかかる契約期間を基準とした按分計算により収益を認識しております。

なお、履行義務を充足していない部分については、契約負債として流動負債の「その他」に計上しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 鉄道事業における工事負担金等の処理方法

鉄道事業における工事を行うに当たり、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受けております。

これらの工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

なお、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

④ のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、償却期間を決定した上で均等償却を行っております。

⑤ グループ通算制度の適用

当社および連結子会社は、単体納税制度を適用しておりますが、当連結会計年度中にグループ通算制度の承認申請を行い、当社および一部の連結子会社は、翌連結会計年度からグループ通算制度を適用することとなりました。

なお、当連結会計年度末から、法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用しております。

II 表示方法の変更に関する注記

- 1 前連結会計年度において、連結損益計算書の「営業外収益」に区分掲記しておりました「助成金収入」は重要性が乏しくなったため、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。
なお、当連結会計年度の当該金額は、34百万円であります。
- 2 前連結会計年度において、連結損益計算書の「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産税等精算金」は重要性が増したため、区分掲記いたしました。
なお、前連結会計年度の当該金額は、1百万円であります。
- 3 前連結会計年度において、連結損益計算書の「営業外費用」に区分掲記しておりました「移転補償金」は重要性が乏しくなったため、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。
なお、当連結会計年度の当該金額は、1百万円であります。
- 4 前連結会計年度において、連結損益計算書の「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「租税公課」は重要性が増したため、区分掲記いたしました。
なお、前連結会計年度の当該金額は、1百万円であります。

Ⅲ 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

1 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度 (百万円)
減損損失	6,383
流通業	5,519
不動産業	131
有形固定資産および無形固定資産	1,032,537
流通業	11,680
不動産業	343,993

(注) 当連結会計年度においては、流通業における百貨店業、不動産業におけるオフィス・商業施設の資産または資産グループの一部について、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっていることから、減損の兆候があると判断しております。

2 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、原則として、管理会計上の事業ごとまたは店舗・物件ごとに資産のグルーピングを行っております。減損の兆候があると認められる場合には、その資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。

資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として認識しております。回収可能価額については、正味売却価額または使用価値により算定しており、回収可能価額を正味売却価額により測定している場合には、不動産鑑定評価額等により算定、使用価値により測定している場合には、将来キャッシュ・フローを割引率により現在価値に割り引いて算定しております。

将来キャッシュ・フローは、過去の経験や現在および見込まれる経済状況を踏まえ経営者によって承認された翌連結会計年度の予算および中期経営計画に基づいて算定しております。

また、将来キャッシュ・フローの算定における主要な仮定は、流通業における百貨店業については、訪日外国人向け売上高、不動産業におけるオフィスについては、稼働率、商業施設については、新テナント誘致の見込みであります。

なお、将来キャッシュ・フローについては、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があります。主要な仮定が変更され、将来キャッシュ・フローが減少した場合、または市場価格が下落した場合には、減損損失が発生するリスクがあります。

IV 連結貸借対照表に関する注記

1 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物	259,228	百万円
(うち財団抵当)	259,078	百万円)
機械装置及び運搬具	42,323	百万円
(うち財団抵当)	42,323	百万円)
土地	181,009	百万円
(うち財団抵当)	179,222	百万円)
有形固定資産「その他」	2,389	百万円
(うち財団抵当)	2,389	百万円)
計	484,949	百万円
(うち財団抵当)	483,013	百万円)

上記資産を担保としている負債は次のとおりであります(長期借入金および鉄道・運輸機構長期未払金には1年以内に返済する予定の金額を含んでおります。)

長期借入金	84,797	百万円
(うち財団抵当)	84,535	百万円)
鉄道・運輸機構長期未払金	49,976	百万円
(うち財団抵当)	49,976	百万円)
固定負債「その他」	35	百万円
計	134,809	百万円
(うち財団抵当)	134,511	百万円)

2 有形固定資産の減価償却累計額 991,828 百万円

3 偶発債務

下記の借入金等に対して債務保証を行っております。

従業員住宅ローン	19	百万円
提携住宅ローン	91	百万円)
計	110	百万円

4 固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等累計額 236,782 百万円

V 連結損益計算書に関する注記

1 顧客との契約から生じる収益

営業収益のうち、顧客との契約から生じる収益の金額 367,739 百万円

2 再開発関連費用

新宿駅西口地区開発計画において発生した解体費用等については、「再開発関連費用」として連結損益計算書の特別損失に計上しております。

3 減損損失

当社グループは、当連結会計年度において次のとおり減損損失を計上いたしました。

(1) 減損損失を認識した主な資産

用途	種類	場所
百貨店業施設	建物及び構築物等	東京都新宿区 他

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当初想定していた収益を見込めなくなった事業用資産および処分が決定された事業用資産等について減損損失を認識しております。

(3) 減損損失の金額

種類	金額(百万円)
建物及び構築物	4,602
無形固定資産「その他」	1,011
その他	769
計	6,383

(4) 資産のグルーピングの方法

管理会計上の事業ごと又は物件・店舗ごとに資産のグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額を正味売却価額により測定している場合には、不動産鑑定評価額等により算定しております。使用価値により測定している場合には、将来キャッシュ・フローを4.0%～9.8%の割引率により割り引いて算定しております。

VI 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 1 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類および総数
普通株式

368,497,717 株

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	(注1) 7,676百万円	21円00銭	2023年 3月31日	2023年 6月30日
2023年10月31日 取締役会	普通株式	(注2) 4,020百万円	11円00銭	2023年 9月30日	2023年 12月1日

(注)1 配当金の総額には、役員報酬信託口が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

(注)2 配当金の総額には、役員報酬信託口が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度後となるもの
次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	6,839百万円	19円00銭	2024年 3月31日	2024年 6月28日

(注) 配当金の総額には、役員報酬信託口が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

VII 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

当社グループの資金運用については、短期的な預金等に限定し、また資金調達には、市場環境や金利動向等を総合的に勘案のうえ、借入金および社債等により行っております。

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、主に各事業部門において取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、業務上の関係を有する企業の株式等であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金および社債は、主に設備投資および運転資金に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、必要に応じて個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額(*) (百万円)	時価(*) (百万円)	差額 (百万円)
(1) 受取手形	1	1	—
(2) 売掛金	26,153	26,153	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	48,718	48,718	—
(4) 支払手形及び買掛金	(19,016)	(19,016)	—
(5) 短期借入金	(161,390)	(161,390)	—
(6) 社債（1年以内に償還予定のものを含む）	(157,000)	(144,691)	△ 12,309
(7) 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）	(258,584)	(260,826)	2,241
(8) 鉄道・運輸機構長期未払金（1年以内に返済予定のものを含む）	(49,976)	(49,976)	—
(9) デリバティブ取引	—	—	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。なお、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、「時価算定会計基準適用指針」第24-16項に定める取扱いに基づき、時価開示の対象とはしておりません。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	623
投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資	3,784

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	48,718	—	—	48,718

(2) 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
① 受取手形	—	1	—	1
② 売掛金	—	26,153	—	26,153
③ 支払手形及び買掛金	—	19,016	—	19,016
④ 短期借入金	—	161,390	—	161,390
⑤ 社債(1年以内に償還予定のものを含む)	—	144,691	—	144,691
⑥ 長期借入金(1年以内に返済予定のものを含む)	—	260,826	—	260,826
⑦ 鉄道・運輸機構長期未払金(1年以内に返済予定のものを含む)	—	49,976	—	49,976
⑧ デリバティブ取引	—	—	—	—

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

① 受取手形、ならびに② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

③ 支払手形及び買掛金、ならびに④ 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

⑤ 社債

当社の発行する社債の時価は、日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値に基づいて算定しており、レベル2の時価に分類しております。連結子会社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

⑥ 長期借入金

長期借入金の時価のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

⑦ 鉄道・運輸機構長期未払金

鉄道・運輸機構長期未払金は、短期間で金利の見直しが実施され、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、レベル2の時価に分類しております。

⑧ デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。なお、当連結会計年度における該当取引はありません。

Ⅷ 賃貸等不動産に関する注記

1 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の連結子会社では、主に東京都や神奈川県を中心に賃貸商業施設や賃貸オフィスビルなどを所有しております。

2 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)
242,824	363,699

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注) 2 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づき算定しております。

Ⅸ 収益認識に関する注記

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財またはサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	顧客との契約から生じる収益				その他の 収益	計	調整額	合計
	運輸業	流通業	不動産業	その他の 事業				
営業収益								
運輸業								
鉄道業	125,811				1,743	127,555		
バス業	31,434				3,130	34,565		
その他	7,972				210	8,183		
計	165,219				5,085	170,304	△ 2,056	168,247
流通業								
百貨店業		22,879			1,201	24,081		
ストア・小売業		62,313			126	62,439		
その他		995			—	995		
計		86,188			1,328	87,516	△ 1,217	86,299
不動産業								
不動産分譲業			34,697		608	35,305		
不動産賃貸業			2,390		41,697	44,087		
計			37,088		42,305	79,393	△ 7,008	72,384
その他の事業								
ホテル業				25,158	—	25,158		
レストラン飲食業				15,009	51	15,061		
その他				59,577	569	60,147		
計				99,745	621	100,366	△17,461	82,905
合計	165,219	86,188	37,088	99,745	49,340	437,580	△27,743	409,837

(注) 1 「その他の事業」の区分は、以下の事業を含んでおります。

ホテル業、レストラン飲食業、旅行業、ゴルフ場業、鉄道メンテナンス業、ビル管理・メンテナンス業、広告代理業、経理代行業、保険代理業、企画設計・運営業および人材派遣業

(注) 2 「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)の範囲に含まれる賃貸収入等であり
ます。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表 (I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等 4 会計方針に関する事項 (4) 収益および費用の計上基準) に記載のとおりであります。

3 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	23,408
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	26,154
契約負債 (期首残高)	11,579
契約負債 (期末残高)	11,470

契約負債の主な内容については、連結注記表 (I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等 4 会計方針に関する事項 (4) 収益および費用の計上基準) に記載のとおり
であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、おおむね全額が当連結会計年度中に収益として認識されますが、自社で発行する商品券の未使用分のうち一部の額については、1年を超えて収益として認識されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社および連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引を認識して
いないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報は記載しておりません。

X 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,283円47銭
1株当たり当期純利益	225円28銭

(注) 役員報酬信託口が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当連結会計年度120千株)。

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当連結会計年度120千株)。

XI 重要な後発事象に関する注記

1 子会社株式の譲渡

当社は、2023年12月21日付の取締役会決議に基づき、2024年4月1日に当社の連結子会社であるUDS株式会社(以下「UDS」という。)の全株式を野村不動産ホールディングス株式会社に譲渡いたしました。これに伴い、UDSは第104期の第1四半期連結会計期間をもって当社の連結の範囲から除外となる予定であります。

(1) 譲渡の理由

当社は、経営ビジョン「UPDATE 小田急～地域価値創造型企業にむけて～」に則り、小田急沿線や事業を展開する地域との持続的な成長を目指し、変革に向けた3つの経営課題である「利益水準の回復」「有利子負債のコントロール」「事業ポートフォリオの再構築」に取り組んでおります。今般、その一環として、UDSの株式の譲渡を決定いたしました。

(2) 当社によるUDS株式の譲渡の概要

① 異動する連結子会社の概要

ア 名称	UDS株式会社	
イ 所在地	東京都渋谷区代々木2丁目28番7号	
ウ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 黒田 哲二	
エ 事業内容	企画・設計、ホテル・その他事業所の運営等	
オ 資本金	100百万円	
カ 当社との関係	人的関係	当社の従業員4名が、UDSに出向しております。
	取引関係	当社とUDSの間で、建物の賃貸借、建物の管理その他の役務提供に関する取引を行っております。
キ 譲渡前の持分比率	100%	
ク 譲渡株式数	34,000株	
ケ 譲渡価額	22,759百万円	
コ 譲渡後の持分比率	0.0%	

② 譲渡の相手先の概要

ア 名称	野村不動産ホールディングス株式会社	
イ 所在地	東京都新宿区西新宿1丁目26番2号	
ウ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 兼 社長執行役員 グループCEO 新井 聡	
エ 事業内容	株式の所有を通じたグループ会社の事業活動の管理および経営指導	
オ 当社との関係	資本関係	該当する事項はありません。
	人的関係	
	取引関係	
	関連当事者への該当状況	

(3) 譲渡の日程

2024年4月1日

(4) 業績に与える影響

第104期の第1四半期連結会計期間において、約170億円の関係会社株式売却益を特別利益に計上する見込みであります。

2 報告セグメントの変更

当社は、経営ビジョン「UPDATE 小田急～地域価値創造型企業にむけて～」を掲げており、2021年度から2023年度までを「体質変革期」、2024年度から2030年度までを「飛躍期」と定めております。

体質変革期では、利益水準の回復と有利子負債のコントロールにより財務の健全化を図るとともに、事業ポートフォリオの再構築を掲げ、既存事業の選択と集中により収益力を強化し、投資余力を確保のうえ、新たな収益機会の創出を推進してまいりました。

このたび、当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、飛躍期に向けた中期経営計画（2024年度～2026年度）を決議し、2030年度営業利益目標の達成に向けた事業ポートフォリオの最適化として、業績管理区分の変更をいたしました。

これに伴い、従来「運輸業」、「流通業」、「不動産業」および「その他の事業」としていたセグメント区分を、翌連結会計年度から、「交通業」、「不動産業」および「生活サービス業」に変更いたします。

XII その他の注記

1 重要な設備投資および契約の締結

当社は、2024年2月8日開催の取締役会決議に基づき、東急不動産株式会社（以下「東急不動産」という。）との間で、当社が所有する敷地の一部と東急不動産が今後取得する計画建物の一部を等価で交換する等価交換契約（以下「本契約」という。）を締結いたしました。併せて、2024年3月25日に新宿駅西口地区開発計画（以下「本計画」という。）の新築工事に着手いたしました。

(1) 設備投資および契約の締結の理由

本計画は、「新宿グランドターミナルの実現に向けた基盤整備」「国際競争力強化に資する都市機能の導入」「防災機能の強化と環境負荷低減」の3つの項目を整備方針として、2022年10月から解体工事に着手し事業を推進しております。また、当社グループは新宿に拠点を有し、アフターコロナの行動変容等変化する事業環境に対応すべく経営ビジョン「UPDATE 小田急～地域価値創造型企業にむけて～」を掲げ、地域価値創造型企業として、小田急沿線や事業を展開する地域とともに成長するために、既成概念に捉われず常に挑戦を続けることで、お客さまの体験や環境負荷の低減等、地域に新しい価値を創造していく企業グループに進化していくことを目指しております。

東急不動産は、東急不動産ホールディングス株式会社の中核企業として渋谷に拠点を有する、総合デベロッパーであります。2021年5月に発表したグループ指針となる長期ビジョン「GROUP VISION2030」の実現に向け、多様なソリューションメニューに基づく豊富な実績や、幅広い事業領域を活かしたグループ連携、パートナーとの共創により、ありがたい姿である「価値を創造し続ける企業グループへ」の実現を目指しております。

かかる状況の下、両社の共創により、自社のノウハウ、経営資源の提供等を通じた本計画のプロジェクト価値最大化を目的に、当社はこれまで東急不動産を共同事業者候補として協議を進めておりました。今般、当社と東急不動産は、正式に共同で本計画を推進することについて合意し、本契約を締結いたしました。併せて、当社は、本計画の新築工事に着手いたしました。

(2) 設備投資の概要

① 設備投資の内容

ア 計画地	東京都新宿区新宿三丁目および西新宿一丁目各地内		
イ 名称	全体	A区	B区
ウ 敷地面積	約15,720㎡	約8,060㎡	約7,660㎡
エ 延床面積	約279,000㎡	約251,000㎡	約28,000㎡
オ 主要用途	—	商業、業務、駅施設等	商業、駅施設等
カ 階数	—	地上48階地下5階	地上8階地下2階
キ 最高高さ	—	約260m	約50m
ク 着工	—	2022年10月	2023年4月 (一部2025年4月)
ケ 竣工	—	2029年度(予定)	2029年度(予定)
コ 事業主体	—	当社、東京メトロ、東急不動産	当社

(注) 記載の内容は、今後の協議等により変更となる場合があります。

② 当社の設備投資額(予定)

約1,300億円

(3) 本契約の締結の概要

① 契約の相手先の概要

(2023年3月31日時点)

ア 名称	東急不動産株式会社
イ 所在地	東京都渋谷区道玄坂1丁目21番1号
ウ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 星野 浩明
エ 事業内容	総合不動産事業
オ 資本金	57,551百万円
カ 設立年月日	1953年12月17日
キ 純資産	400,364百万円
ク 総資産	1,841,797百万円
ケ 大株主および持株比率	東急不動産ホールディングス株式会社 100%

(注) 当社と当該会社との間には、資本関係、人的関係、取引関係および関連当事者として特筆すべき事項はありません。

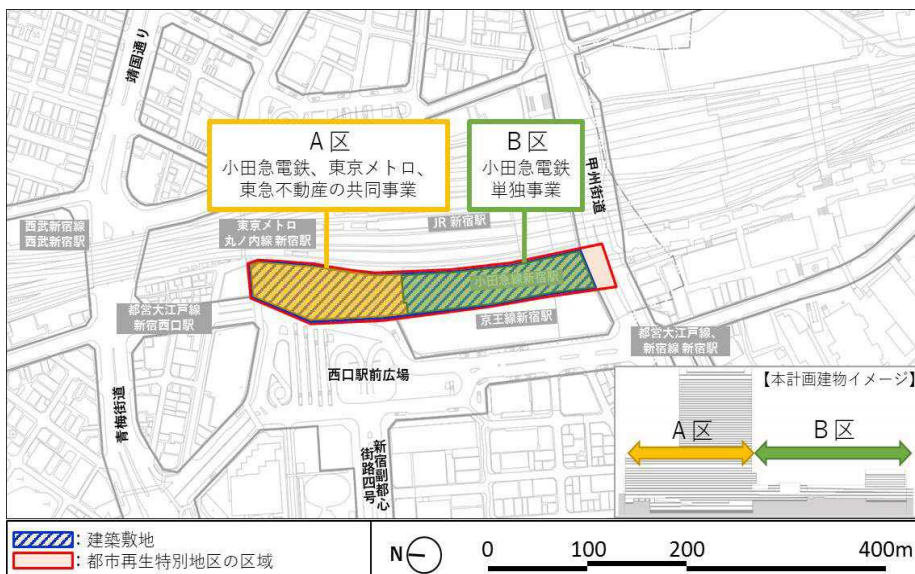
② 契約の締結日

2024年2月8日

③ 契約の内容

東急不動産が取得するA区建物の所有権の一部と当社が保有するA区土地の所有権の一部を等価で交換する等価交換契約

(本契約に係る位置図)



④ 業績に与える影響

第109期の連結会計年度に、等価交換の実施に伴う固定資産（土地）の譲渡により、特別利益に固定資産売却益を計上する見込みであります。本契約の対象土地は、東京都市計画事業新宿駅直近地区土地区画整理事業の施行区域内となるため、従前の土地の譲渡となります。譲渡する従前の土地は、本計画の竣工予定年度である2029年度までに確定させる予定であり、固定資産売却益の計上額は未定であります。

なお、当社が本日時点で試算した固定資産売却益の見込は約250億円であり、固定資産売却益は本計画の竣工予定年度である2029年度に確定する予定であります。

2 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	60,359	23,863	35,811	59,674	18,229	500	189,118	207,847
当期変動額								
剰余金の配当							△ 11,697	△ 11,697
当期純利益							70,797	70,797
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
固定資産圧縮積立金の積立					8,396		△ 8,396	-
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 5,194		5,194	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	0	0	3,202	-	55,897	59,099
当期末残高	60,359	23,863	35,811	59,674	21,431	500	245,015	266,947

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△ 4,875	323,006	15,968	338,974
当期変動額				
剰余金の配当		△ 11,697		△ 11,697
当期純利益		70,797		70,797
自己株式の取得	△ 12,388	△ 12,388		△ 12,388
自己株式の処分	0	0		0
固定資産圧縮積立金の積立			-	-
固定資産圧縮積立金の取崩			-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			7,627	7,627
当期変動額合計	△ 12,388	46,711	7,627	54,339
当期末残高	△ 17,263	369,717	23,596	393,314

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|------------------------------|---|
| ① 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- 評価基準は原価法によっております。
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
- | | |
|----------|------|
| ① 分譲土地建物 | 個別法 |
| ② 貯蔵品 | 総平均法 |

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主に定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。また、鉄道事業固定資産のうち一部の構築物（取替資産）については、取替法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

(4) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案し、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

4 収益および費用の計上基準

鉄道事業では、鉄道による旅客の運送を行っております。乗車券類のうち定期乗車券については、有効期間にわたって履行義務が充足されると判断していることから、有効期間を基準とした按分計算により収益を認識しております。また定期乗車券以外については、乗車区間における旅客の運送が完了した時点で収益を認識しております。

なお、履行義務を充足していない部分については、契約負債として流動負債の「前受運賃」に計上しており、収益の認識に伴い1年以内に取り崩されます。

5 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(2) 鉄道事業における工事負担金等の処理方法

鉄道事業における工事を行うに当たり、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受けております。

これらの工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

なお、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(5) グループ通算制度の適用

当社は、単体納税制度を適用しておりますが、当事業年度中にグループ通算制度の承認申請を行い、翌事業年度からグループ通算制度を適用することとなりました。

なお、当事業年度の年度末から法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用しております。

II 表示方法の変更に関する注記

- 1 前事業年度において、損益計算書の「営業外収益」に区分掲記しておりました「関係会社事業損失引当金戻入額」は重要性が乏しくなったため、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

なお、当事業年度の当該金額は、11百万円であります。

- 2 前事業年度において、損益計算書の「営業外費用」に区分掲記しておりました「貸倒引当金繰入額」は重要性が乏しくなったため、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

なお、当事業年度の当該金額は、502百万円であります。

Ⅲ 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

1 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度 (百万円)
減損損失	223
不動産事業	47
有形固定資産および無形固定資産	851,626
不動産事業	282,405

(注) 当事業年度においては、不動産事業におけるオフィスの資産または資産グループの一部について、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっていることから、減損の兆候があると判断しております。

2 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

管理会計上の事業ごとまたは店舗・物件ごとに資産のグルーピングを行っております。減損の兆候が有ると認められる場合には、その資産また資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。

資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として認識しております。回収可能価額については、正味売却価額または使用価値により算定しており、回収可能価額を正味売却価額により測定している場合には、不動産鑑定評価額等により算定、使用価値により測定している場合には、将来キャッシュ・フローを割引率により現在価値に割り引いて算定しております。

将来キャッシュ・フローは、過去の経験や現在および見込まれる経済状況を踏まえ経営者によって承認された翌事業年度の予算および中期経営計画に基づいて算定しております。

また、将来キャッシュ・フローの算定における主要な仮定は、稼働率であります。

なお、将来キャッシュ・フローについては、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があります。主要な仮定が変更され、将来キャッシュ・フローが減少した場合、または市場価格が下落した場合には、減損損失が発生するリスクがあります。

IV 貸借対照表に関する注記

1 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産

鉄道事業固定資産 464,329 百万円

上記資産を担保としている負債は次のとおりであります（1年以内に返済する予定の金額を含んでおります。）。

長期借入金 82,888 百万円

鉄道・運輸機構長期未払金 49,976 百万円

計 132,865 百万円

2 有形固定資産の減価償却累計額 777,148 百万円

3 事業用固定資産

有形固定資産

土地 365,269 百万円

建物 179,825 百万円

構築物 190,071 百万円

車両 35,878 百万円

その他 9,612 百万円

計 780,658 百万円

無形固定資産 11,235 百万円

4 偶発債務

下記の借入金等に対して債務保証を行っております。

従業員住宅ローン 19 百万円

計 19 百万円

5 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

(1) 関係会社に対する短期金銭債権 35,080 百万円

長期金銭債権 6,426 百万円

(2) 関係会社に対する短期金銭債務 44,403 百万円

長期金銭債務 4,236 百万円

6 固定資産の取得原価から直接減額された

工事負担金等累計額 226,152 百万円

V 損益計算書に関する注記

1	営業収益	154,545 百万円
2	営業費	122,942 百万円
	運送営業費及び売上原価	61,328 百万円
	販売費及び一般管理費	16,503 百万円
	諸税	11,433 百万円
	減価償却費	33,677 百万円
3	関係会社との取引高	
	営業取引による取引高	
	営業収益	28,904 百万円
	営業費	11,295 百万円
	営業取引以外の取引高	37,281 百万円
4	再開発関連費用	
	新宿駅西口地区開発計画において発生した解体費用等については、「再開発関連費用」として損益計算書の特別損失に計上しております。	

VI 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数	
普通株式	8,632,854 株
(注) 自己株式には、役員報酬信託口が保有する自己株式 120,468 株が含まれております。	

VII 税効果会計に関する注記

1	繰延税金資産の発生 の 主な原因別の内訳	
	事業再編に伴う税効果額	5,982 百万円
	関係会社株式評価損	2,916 百万円
	退職給付引当金	2,077 百万円
	減損損失	1,862 百万円
	貸倒引当金	1,105 百万円
	賞与引当金	957 百万円
	減価償却超過額	328 百万円
	資産除去債務	325 百万円
	その他	3,310 百万円
	計	18,867 百万円
	評価性引当に係る繰延税金資産	△7,057 百万円
	計	11,810 百万円
	繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳	
	その他有価証券評価差額金	△10,075 百万円
	固定資産圧縮積立金	△9,449 百万円
	退職給付信託設定益	△1,365 百万円
	その他	△1,448 百万円
	計	△22,339 百万円
	繰延税金資産（負債）の純額	△10,529 百万円

2 法人税及び地方法人税の会計処理及びこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、単体納税制度を適用しておりますが、当事業年度中にグループ通算制度の承認申請を行い、翌事業年度からグループ通算制度を適用することとなりました。

なお、当事業年度の年度末から法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）を適用しております。

Ⅷ 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱小田急百貨店	(所有) 直接 100.0%	資金の預り等	資金の預り (注) 1	6,394	預り金	8,880
子会社	UDS㈱	(所有) 直接 100.0%	資金の貸付等 役員の兼任	増資の引受 および 資金の返済 (注) 2	14,500	関係会社株式 長期貸付金	4,740 —
子会社	㈱小田急SC ディベロップメント	(所有) 直接 100.0%	商業施設の管理 委託等 役員の兼任	建物の賃貸 (注) 3	17,597	売掛金	58

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 1 子会社との取引は、「キャッシュマネジメントシステム」による資金の貸付および預りであり、取引金額は期中平均残高としております。利率については、市場金利に基づいて合理的に決定しております。

(注) 2 増資の引受及び貸付金の回収については、デット・エクイティ・スワップ方式による貸付金の現物出資によるものであります。

(注) 3 建物の賃貸による収入金額については、近隣の相場を勘案し、子会社との協議のうえで決定しております。

Ⅸ 収益認識に関する注記

当該取引の詳細は、連結注記表(Ⅸ 収益認識に関する注記)に記載のとおりであります。

Ⅹ 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,092円95銭

1株当たり当期純利益 194円53銭

(注) 役員報酬信託口が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当事業年度120千株)。

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当事業年度120千株)。

Ⅺ 重要な後発事象に関する注記

子会社株式の譲渡

当社は、2023年12月21日付の取締役会決議に基づき、2024年4月1日に当社の連結子会社であるUDS株式会社の全株式を野村不動産ホールディングス株式会社に譲渡いたしました。

当該取引の詳細は、連結注記表(Ⅺ 重要な後発事象に関する注記)に記載のとおりであります。

なお、第104期の第1四半期において、約180億円の関係会社株式売却益を特別利益に計上する見込みであります。

Ⅻ その他の注記

1 重要な設備投資および契約の締結

当社は、2024年2月8日開催の取締役会決議に基づき、東急不動産株式会社(以下「東急不動産」という。)との間で、当社が所有する敷地の一部と東急不動産が今後取得する計画建物の一部を等価で交換する等価交換契約を締結いたしました。併せて、2024年3月25日に新宿駅西口地区開発計画の新築工事に着手いたしました。

当該取引の詳細は、連結注記表(Ⅻ その他の注記)に記載のとおりであります。

2 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

小田急電鉄株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野原 徳 郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉 岡 昌 樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 伯 麻 里

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、小田急電鉄株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、小田急電鉄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

小田急電鉄株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野原 徳 郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉 岡 昌 樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 伯 麻 里

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、小田急電鉄株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第103期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取り組みならびに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項および同号ロの判断および理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- ⑤ 事業報告に記載されている子会社等との取引について、当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

小田急電鉄株式会社 監査役会

常勤監査役	山 本 俊 郎	㊟
常勤監査役	長 野 真 司	㊟
社外監査役	伊 東 正 孝	㊟
社外監査役	林 武 史	㊟
社外監査役	我 妻 由佳子	㊟

以 上